

TAC税理士講座

2024年合格目標

上級コース

# 所得税法

INCOME TAX

1 回体験講義用テキスト



034-0879-1004-19



**TAC**



# 所得税法上級コーステキスト No.1 コントロールタワー

教 材  回 数	テ ー マ	テ キ ス ト	ト レ ー ニ ン グ	ポ イ ン ト チ ェ ッ ク	理 論 マ ス タ ー
第1回	講義 ① 上級コース学習にあたって 所得控除(その1) 所得控除(その2)	P. 1 } P. 54	問題1 } 問題17	P. 369 } P. 407	6-1 } 6-7
第2回	演習 ①(通信答案提出回) 理論テーマ ・所得控除の内容 ・配偶者控除 ・配偶者特別控除 計算テーマ 総合計算問題	/	/	/	6-1 6-5 6-6
第3回	講義 ② 事業と業務 青色申告 事業所得の金額 収入金額の別段の定め 収入・費用帰属時期の特例 家事関連費等 諸通達	P. 57 } P. 108	問題18 } 問題33	P. 3 } P. 7 P. 61 } P. 89	9-9 9-11 3-1 } 3-4
第4回	演習 ② 理論テーマ ・所得計算の通則 ・収入金額の別段の定め ・医療費控除 計算テーマ 総合計算問題	/	/	/	3-1 3-2 6-3
第5回	講義 ③ 売上原価 減価償却 借地権償却	P. 111 } P. 162	問題34 } 問題51	P. 91 } P. 118	/

第6回	<b>演習 ③ (通信答案提出回)</b> <b>理論テーマ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入・費用帰属時期の特例</li> <li>・ 家事関連費等及び外国所得税の必要経費不算入等</li> <li>・ 扶養控除</li> </ul> <b>計算テーマ</b> 総合計算問題	/	/	/	3-3 3-4 6-7
第7回	<b>講義 ④</b> <b>繰延資産</b> <b>資産損失 (事業所得)</b> <b>貸倒引当金</b> <b>同一生計親族が事業から受ける対価</b> <b>消費税</b>	P. 165 ? P. 226	問題52 ? 問題71	P. 119 ? P. 152	3-5 ? 3-10
第8回	<b>演習 ④</b> <b>理論テーマ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要経費に算入される資産損失</li> <li>・ 貸倒引当金</li> <li>・ 同一生計親族が事業から受ける対価</li> </ul> <b>計算テーマ</b> 総合計算問題	/	/	/	3-6 3-9 9-10

# 所得税法 年明上級演習 出題予告理論

演習回数	出 題 予 告 理 論	任 意 暗 記 理 論
演習①	6-1 所得控除の内容 6-5 配偶者控除 6-6 配偶者特別控除	
演習②	3-1 所得計算の通則 3-2 収入金額の別段の定め 6-3 医療費控除	9-10 青色申告の特典
演習③	3-3 収入・費用帰属時期の特例 3-4 家事関連費等及び外国所得税の必要経費不算入等 6-7 扶養控除	
演習④	3-6 必要経費に算入される資産損失 3-9 貸倒引当金 3-10 同一生計親族が事業から受ける対価	3-5 資産に係る控除対象外消費税額等
演習⑤	2-4 不動産所得 3-7 債権の回収不能 9-9 青色申告	
演習⑥	2-2 利子所得 3-8 事業廃止後に生じた費用又は損失 7-4 外国税額控除	7-2 配当控除
演習⑦	1-5 特定新株予約権の行使に係る経済的利益の非課税 2-1 各種所得の意義及び所得の金額 2-7 退職所得	8-4 退職所得の源泉徴収
演習⑧	2-9 年金を受け取った場合 8-2 給与所得の源泉徴収 8-3 年末調整	8-5-1 支払調書・源泉徴収票
演習⑨	4-1 取得費の原則・相続税額の取得費加算 4-3 借地権等設定により権利金を受け取った場合 4-4 無償又は低額による資産の移転	
演習⑩	4-6 固定資産の交換の所得税法の特例 4-7 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例(被相続人居住用家屋等の特別控除を含む) 5-6 一定の居住用財産の譲渡損失の特例	
演習⑪	4-8 株式等に係る譲渡所得等の金額 4-9 特定中小会社等の株式に係る特例 9-12 業務を行う者の記帳義務等	4-8-2 非課税口座内少額上場株式等の特例
演習⑫	5-2 所得金額調整控除 5-3 損益通算 5-4 純損失の繰越控除	6-2-3 居住者の有する資産が災害により損失を受けた場合
演習⑬	7-1 平均課税 9-1 確定申告の種類(収支内訳書の添付を含む) 9-2 確定所得申告	8-6 予定納税制度
演習⑭	1-3 納税地 1-6 保険金・損害賠償金等を受け取った場合 7-3 住宅借入金等特別控除	8-7 予定納税額の減額承認申請
演習⑮	9-5 所得税額の延納 10-1 修正申告 10-2 更正の請求	4-5 国外転出時課税 10-5 不服申立て

※ 各回の演習の出題は、出題予告理論に関連する応用理論を含みます。

# 凡 例

教材中に引用する法令については、下記の略称を使用する。

法	……………	所得税法
令	……………	所得税法施行令
規	……………	所得税法施行規則
措 法	……………	租税特別措置法
措 令	……………	租税特別措置法施行令
措 規	……………	租税特別措置法施行規則
国通法	……………	国税通則法
基 通	……………	所得税基本通達
個 通	……………	個別通達
措 通	……………	租税特別措置法関係通達
災免法	……………	災害減免法
災免令	……………	災害減免法施行令
耐省令	……………	耐用年数省令
耐 通	……………	耐用年数通達
復財法	……………	復興財源確保法

# 引 用 例

法30③一	……………	所得税法第30条第3項第一号
基通2-1	……………	所得税法基本通達2-1

(注) 令和5年9月末日現在の法令通達による。

# テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ  
P 1～54





# 第 1 回

<今回の学習内容>

## 講 義 ①

テーマ1 上級コース学習にあたって

テーマ41 所得控除（その1）

テーマ42 所得控除（その2）



## テーマ 1

## 上級コース学習にあたって

項目及び内容	参照条文	重要度
1-1 所得税の学習にあたって		
① 本試験の傾向	_____	
② 上級コースの学習	_____	

# 1-1 所得税の学習にあたって



## ポイント整理

### ① 本試験の傾向

税理士試験の所得税法は、**理論50点、計算50点**で出題されており、それぞれの試験傾向は、次のとおりである。

#### 1 理論（通常は、個別理論と応用理論で、2題出題）

規定そのものを個別に聞く問題ばかりではなく、**取扱いの理解度を問う問題**も多く出題されている。

したがって、単に理論マスターの個別理論の丸暗記だけでなく、問題で問われていることに計算で培った知識を駆使して、**自分の言葉で適切に解答できるように**、内容を理解しておかなければならない。

〔過去5年間の理論の出題状況〕

年 度	出 題 項 目
第69回（令和元年）	事業上の債務免除益 国外財産調書・財産債務調書
第70回（令和2年）	給与所得控除と特定支出控除 競馬の馬券の払戻金
第71回（令和3年）	青色申告特別控除 各種補助金、助成金の課否など
第72回（令和4年）	納税義務者 純損失の繰戻し還付
第73回（令和5年）	配当所得 災害損失

## 2 計算

難易度が高く、実務的な要素の強い問題が多く出題されてはいるが、『**得点できる**ところをいかに取りこぼさないか』が、合否の分かれ目になってくる。

したがって、知識を広げるよりは、**基礎的な論点をしっかり固めていく**のが賢明である。

〔最近の計算の出題状況〕

中規模な総合問題が2題（直近は総合問題が1題）

## ② 上級コースの学習

### 1 偏った学習をしないこと！

- (1) 理論は、理論マスターを理解し、なるべく暗記題数を増やす。
- (2) 計算は、トレーニングの問題を解いて、基礎力を高める。

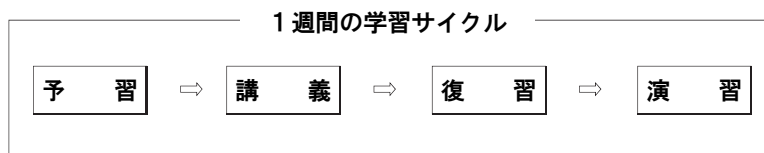
### 2 講義、演習を休まないこと！

特に演習は、休まないで受けることが、大事である。

- ❶ 「**講義、演習を一回も休まず受け続ければ確実に合格できる!**」と、休まないことをモチベーションにする。

### 3 学習サイクル

講義後はしっかりと復習し、演習を通じて実践力を身につける。



# テーマ41 所得控除（その1）

項目及び内容	参照条文	重要度
<b>41-1 雑損控除</b>		
① 適用要件	法72①、令205	☆☆☆
② 控除額	法72①、令206	☆☆☆
<b>41-2 医療費控除（その1）</b>		
① 適用要件	法73	☆☆☆
② 控除額	法73	☆☆☆
<b>41-3 医療費控除（その2）</b>		
① 対象となる医療費の範囲	令207、基通73-3等	☆☆☆
② 医療費を補てんする保険金等	基通73-8、73-9	☆☆
<b>41-4 医療費控除（その3）</b>		
① 適用要件	措法41の17①	☆☆☆
② 控除額	措法41の17①	☆☆☆
<b>41-5 社会保険料控除</b>		
① 適用要件	法74	☆☆
② 社会保険料の範囲	法74②	☆☆
③ 控除額	法74	☆☆
<b>41-6 小規模企業共済等掛金控除</b>		
① 適用要件	法75	☆
② 小規模企業共済等掛金の範囲	法75②	☆
③ 控除額	法75	☆
<b>41-7 生命保険料控除</b>		
① 適用要件	法76	☆☆
② 控除額	法76	☆☆
<b>41-8 地震保険料控除</b>		
① 適用要件	法77	☆☆
② 控除額	法77	☆☆

41-9 寄附金控除		
① 適用要件	法78、基通78-1	☆☆☆
② 特定寄附金の範囲	法78②等	☆☆☆
③ 控除額	法78	☆☆☆
④ 国等に対して資産の贈与等をした場合	措法40①⑱	☆☆

# 41-1 雑損控除



## ポイント整理

### ① 適用要件 (法72①、令205)

所有者	居住者（自己） 同一生計親族で課税標準の合計額が48万円以下のもの
対象資産	次に掲げる資産以外の資産 (1) 生活に通常必要でない資産 (2) 棚卸資産 (3) 事業用固定資産及び繰延資産 (4) 山林
損失事由	災害又は盗難若しくは横領

### ② 控除額 (法72①、令206)

#### (1) 損失の金額

$\underbrace{\text{損失の基礎金額} - \text{被害直後の時価}}_{\text{資産損失の基礎価額}} - \text{保険金等} + \text{災害等関連支出の額}$
--

#### (2) 足切限度額

原則	課税標準の合計額 × 10%
災害関連支出の額が5万円を超える場合	(1) 損失の金額 - (災害関連支出の額 - 5万円) (2) 課税標準の合計額 × 10% (3) (1)と(2)のいずれか低い金額
損失の金額のすべてが災害関連支出の額である場合	(1) 5万円 (2) 課税標準の合計額 × 10% (3) (1)と(2)のいずれか低い金額

#### (3) (1) - (2) = 雑損控除額 (雑損失の金額)




**留意点 1 適用要件（所有者）**
**1 同一生計親族に該当するかどうかの判定**

損失発生日（支出日）の現況による（年末の現況ではない）。

**2 同一生計親族の所得要件（P.50 参照）**

課税標準の合計額（合計所得金額ではない）が48万円以下のもの

※ **法62や損失の繰越控除後、措置法の特別控除前**

**扶養控除等**（合計所得金額）は、損失の繰越控除や措置法の特別控除の適用前

※ **青色事業専従者等も、所得要件を満たせば対象**

**扶養控除等**は、青色事業専従者等は、所得要件を満たしていても対象にならない

**《例 示》課税標準の合計額が48万円になるケース**

(1) 給与収入 1,030,000円 (1,030,000円 - 550,000円)

※ 給与所得の金額 1,030,000円は、非該当

(2) 総合長期譲渡益 1,460,000円 ((1,460,000円 - 500,000円) × 1/2)

※ クイズの賞金（支出した金額 0円）も、同様

(3) 総合短期譲渡益 980,000円 (980,000円 - 500,000円)

(4) 総合長期譲渡所得の金額 960,000円 (960,000円 × 1/2)

(5) 総合長期譲渡所得の金額 1,760,000円、不動産所得の金額 △ 800,000円

… (1,760,000円 - 800,000円) × 1/2 = 480,000円

(6) ① 総合長期譲渡益 2,060,000円

② 絵画の盗難損失（法62）時価 700,000円、取得費相当額 600,000円

… (2,060,000円 - 600,000円 - 500,000円) × 1/2 = 480,000円

(7) ① 青色事業専従者給与額 1,400,000円

② 繰越雑損失の金額 370,000円

… (1,400,000円 - 550,000円) - 370,000円 = 480,000円

**留意点2 適用要件（対象資産）**

対象外の資産が規定されている。

- (1) 生活に通常必要でない資産（法62①）
- (2) 被災事業用資産（法70③）

<b>業 務 用 資 産 等</b>	棚卸資産 事業用固定資産等（法51①） 山林（法51③）	→ 必要経費算入
	● 事業的規模以外の業務用資産等	→ <u>雑損控除の対象</u>
<b>非 業 務 用 資 産 等</b>	● 生活に通常必要な資産等 （住宅、家財、衣服、現金など）	
	生活に通常必要でない資産（法62）	→ 譲渡所得の金額の計算上控除

**留意点3 適用要件（損失事由）**

災害又は盗難若しくは横領に限定（詐欺は、適用なし）

※ 災害等関連支出(雪おろし費用等の支出)のみでも適用がある（留意点5(3)参照）。

**留意点4 損失の金額**

**1 損失の基礎金額**

直前の時価を基礎に計算する。

なお、減価する資産は、直前の取得費相当額を基礎とできる（いずれか多い方）。

※ 災害等関連支出の額も、損失の金額に含まれる。

**2 保険金等の控除**

- ① 保険金等は、個別対応（保険差益等は、非課税）
- ② 確定申告期限までに保険金等の額が確定していない場合は、見込控除をする。  
なお、見込額と確定額が異なるときは、後日、修正申告等する。

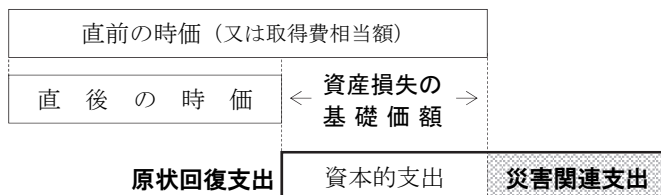
**3 災害等関連支出の控除年分の特例（基通72-5）**

支出年分となるが、損失発生年の翌年3月15日までの支出金額は、損失発生年分の対象とすることができる。（雑損控除のみの特例）

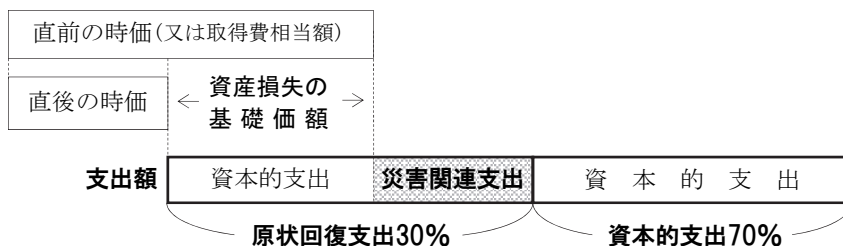
※ 本人の支出金額のみが対象となる。

**留意点5 災害等関連支出の範囲 (令206)**

- (1) 災害を受けた資産の除去等 (後片付費用等) の支出
- (2) 災害を受けた資産の原状回復支出のうち資産損失の基礎価額を超える部分



※ 原状回復支出とその他の支出を行い、区分不明の場合



※ 次ページ 設例 参照

- (3) 災害による被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出 (雪おろし費用、シロアリの駆除費用など)

- (4) 盗難又は横領により損失を受けた資産の原状回復支出 ((2)と同様)

※ 盗難又は横領は、原状回復支出のみ認められる。

**設 例**

雑損控除額を計算しなさい。

- ① 損失額 (基礎価額)                    300,000 円
- ② 原状回復費用                        450,000 円
- ③ 課税標準の合計額                8,000,000 円

**解 説**

(単位：円)

(1) 損失の金額

$$300,000 + \overset{\text{※}}{150,000} = \underline{450,000}$$

※ 関連支出  $450,000 - 300,000 = 150,000$

(2) 足切限度額

①  $8,000,000 \times 10\% = 800,000$

②  $450,000 - (150,000 - 50,000) = 350,000$

③ ① > ② ∴ ② 350,000

(3) (1) - (2) = 100,000

※ 上記設例の②を、次に変更

② 原状回復費用とその他の支出の合計額 1,500,000 円 (区分不明)

(1) 損失の金額

$$300,000 + \overset{\text{※}}{150,000} = 450,000$$

※ 関連支出  $1,500,000 \times 30\%$  - 300,000 = 150,000

:

以下同じ

**留意点 6** 災害関連支出が5万円を超える場合の控除額の別法

(1) 損失の金額

(2) 雑損控除額

- ① 損失の金額 - 課税標準の合計額 × 10% …… 原則
- ② 災害関連支出の額 - 5万円 …………… 特例
- ③ ①と②のいずれが多い金額

## ⑩ 研究 災害減免法による所得税の減免〔一種の税額控除〕（災免法2）

### 1 要件（雑損控除と選択適用）

次の(1)、(2)を満たす場合

- (1) 災害により自己又は課税標準の合計額が48万円以下の同一生計親族の所有する住宅又は家財について、甚大な被害を受けた場合

※

- (2) 災害減免法に規定する合計所得金額が1,000万円以下

※ 措置法の特別控除後（所得控除前）の課税標準の合計額

### 2 取扱い

外国税額控除前の所得税額から、次の金額を軽減又は免除する。

災免法の合計所得金額	所得税の減免額
500万円以下	所得税額の全部
500万円を超え 750万円以下	所得税額 × 50%
750万円を超え 1,000万円以下	所得税額 × 25%

### 3 申告要件

確定申告書等に、一定の事項の記載がある場合に限り適用する。

## 41-2 医療費控除（その1）

---

---



### ポイント整理

---

#### ① 適用要件（法73）

居住者が、自己又は同一生計親族に係る医療費を支払った場合

#### ② 控除額（法73）

- (1) 医療費の額  
支出した医療費の額 - 保険金等の額
- (2) 足切限度額
  - ① 課税標準の合計額 × 5%
  - ② 10万円
  - ③ ①と②のいずれか低い金額
- (3) 医療費控除額  
(1) - (2) ……（200万円限度）

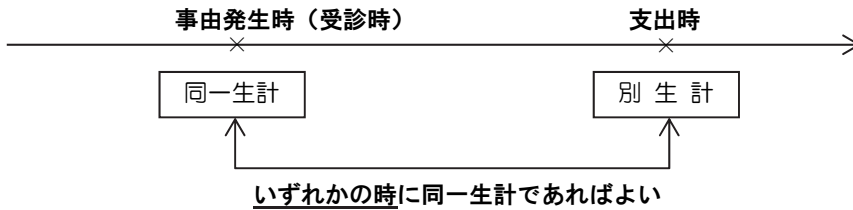
### 留意点1 対象者

同一生計親族に**所得要件はない**。

※ 青色事業専従者等も対象となる。

#### ※ 同一生計親族に該当するかどうかの判定

治療等の時又は支払った時のいずれかで同一生計であれば、適用がある。



### 留意点2 未払医療費（現金主義）

支出年分の対象となる（基通73-2）。

※ 雑損控除は、翌年3月15日までの支出金額も損失発生年分の対象とすることができるが、他の物的な所得控除（**医療費控除等**）には、特例はない。

### 留意点3 保険金等の控除〔雑損控除と同じ〕

- (1) 保険金等は、**個別対応**（保険差益等は、非課税）
- (2) 確定申告期限までに保険金等の額が確定していない場合は、**見込控除**をする。  
なお、見込額と確定額が異なるときは、後日、修正申告等する。

## 41-3 医療費控除（その2）



### ポイント整理

#### ① 対象となる医療費の範囲（令207、基通73-3～7等）

##### 1 次の費用で、一般的な水準を著しく超えない部分

- (1) 医師又は歯科医師による診療代又は治療代
  - ※ 保険外でも、インプラントなどは対象
  - ※ 健康上などの必要性があれば、歯列矯正も対象
- (2) 治療又は療養に必要な医薬品の購入費用
- (3) 急病やケガなどによる病院等への搬送費用
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術費用
- (5) 保健師等又は特に依頼した人に支払った療養（在宅療養を含む）上の世話の費用
- (6) 助産師による分娩の介助料
- (7) 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価
- (8) 指定介護老人福祉施設等の一定の施設サービス費用（留意点3参照）
- (9) メタボリックシンドローム検診を受けたことによる一定の特定保健指導の費用など  
(高血圧、糖尿病などの予備軍) (生活習慣の改善のため)

##### 2 次の費用で、治療等を受けるために直接必要なもの

- (1) 通院費用で通常必要なもの（電車代、バス代、必要性のあるタクシー代など）
- (2) 入院の部屋代や食事代で通常必要なもの（差額ベッド代も、必要性があれば対象）
- (3) 医療用器具（コルセット、ギブスなど）の購入代や賃借料で通常必要なもの
- (4) 6月以上寝たきりの状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた人のおむつ代  
(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要) など

#### ② 医療費を補てんする保険金等（基通73-8、73-9）

- (1) 健康保険法等の規定に基づく出産育児一時金、家族出産育児一時金、高額療養費等
- (2) 医療費の補てんを目的とする入院費給付金等
- (3) 医療費の補てんを目的とする損害賠償金等
- (4) 医療費の補てんを目的とする互助組織からの給付金



### 留意点1 医療費控除の対象とならないもの

- (1) 医師や看護師などに対する謝礼
- (2) 人間ドックその他の健康診断費用
  - ※ その結果、重大な疾病が発見され、かつ、その治療をした場合には対象となる。
- (3) 美容整形の費用
- (4) 病気の予防（インフルエンザの予防接種）費用や健康増進剤等の購入費用
- (5) 近視や乱視のためのメガネやコンタクトレンズの購入費用
  - ※ 治療用メガネ（医療用機器）などを除く。
  - ※ 視力回復レーザー手術（レーシック手術）費用は、医療費控除の対象となる。
- (6) 通院のための自家用車のガソリン代や駐車代
- (7) 出産目的で実家に帰るための交通費
  - （日本で治療を受けられないため海外で治療を受けるための渡航費用は、医療費控除の対象となる。）
- (8) 親族に支払う療養上の世話の費用
- (9) 診断書の作成料金
- (10) 疲れを癒したり体調を整えたりするために行ったマッサージによる施術費用など
- (11) 寝具類の購入代や賃借料
- (12) 紙おむつの購入費用（①2(4)で医療費控除の対象となるものを除く。）

### 留意点2 医療費を補てんする保険金等に該当しないもの

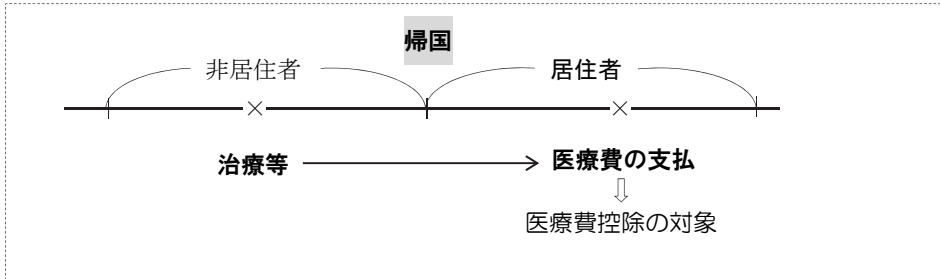
- (1) 労務や業務に従事できなくなったことによる保険金、損害賠償金等（所得補償保険金など）
- (2) 健康保険法の規定による傷病手当金、出産手当金等（収益の補てん）
- (3) 使用者、親戚、友人等からの見舞金等

### 留意点3 介護保険の介護サービスの対価の医療費控除の対象金額

対象となる介護サービス	対象金額
指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の対価	自己負担額 $\times \frac{1}{2}$
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人保健施設（老健）の対価</li> <li>・ 指定介護療養型医療施設、介護医療院の対価</li> <li>・ 医療系サービスとあわせて利用する居宅サービスの対価</li> </ul>	自己負担額

**留意点4 非居住者期間に係る医療費**

非居住者が支払った医療費は対象とならないが、非居住者期間の治療等に係る医療費を、居住者期間に支払った場合には、対象となる。



※ 居住者の海外での治療費等も、対象となる。

**留意点5 死亡した同一生計親族に係る医療費**

死亡した同一生計親族に係る医療費で次のようなものでも、対象となる。

- (1) その医療費が、相続税の計算上、**債務控除の対象**となっている
- (2) その医療費を、**相続財産である預貯金**で支払った

**留意点6 クレジットカード、ローンで支払った医療費**

医療費をクレジットカードやローンで支払った場合は、本年中に信販会社等に支払った金額ではなく、**病院等に支払った医療費の全額**が対象金額（**利息等は対象外**）となる。

**設 例**

本年10月20日、妻の歯の治療費 309,000円（利息等9,000円を含む）を、クレジットカードで支払った。

3回の分割払いで、本年11月27日、12月27日及び翌年1月27日に、預金口座からそれぞれ103,000円が引き落とされている。

**解 説**

《本年分の対象金額》

$$309,000円 - 9,000円 = 300,000円$$

<メ モ>

## 41-4 医療費控除（その3）

### 《セルフメディケーション》



#### ポイント整理

#### ① 適用要件（措法41の17①）

健康の保持増進及び疾病の予防への**一定の取り組み**を行っている居住者が、自己又は同一生計親族に係る**特定一般用医薬品等購入費**を支払った場合

##### ※ 一定の取り組み

予防接種、定期健康診断、がん検診などが該当する。

##### ※ 特定一般用医薬品等

医療用から転用された医薬品（いわゆる**スイッチOTC医薬品**）等をいう。

なお、箱には**イラストマーク**があり、また、レシートには **★印**などがある。

#### ① 41-2 医療費控除（その1）〈原則〉とは、選択適用

#### ② 控除額（措法41の17①）

(1) 支出額 — 保険金等の額

(2) 足切限度額

12,000円

(3) (1) - (2) = 医療費控除額（88,000円限度）

## 留意点 医療費控除額の計算

### 1 原則

$$\begin{aligned} & \text{原則の医療費の額} - \text{100,000円} = \text{控除額 (200万円限度)} \\ & \text{※ 課税標準の合計額} \times 5\% > 100,000\text{円} \therefore 100,000\text{円} \end{aligned}$$

### 2 特例

$$\text{特定一般用医薬品等の購入費用} - 12,000\text{円} = \text{控除額 (88,000円限度)}$$

### 3 いずれか多い方

## 設例

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の医療費控除額を計算しなさい。

甲は、健康の保持増進及び疾病の予防への取組みを行っている。

### 〔資料〕

- 1 本年中に支出した医療費の額
  - (1) 生計を一にする妻の治療費 85,000円
  - (2) 甲の医薬品（特定一般用医薬品等に該当）の購入費用 30,000円
- 2 本年分の課税標準の合計額 5,000,000円

## 解説

### Ⅲ 所得控除

摘要	金額	計算過程 (単位: 円)
医療費控除	18,000	$\begin{aligned} & \text{※} \\ & (1) (85,000 + 30,000) - 100,000 = \underline{15,000} \text{ (原則)} \\ & \quad \text{※ } 5,000,000 \times 5\% > 100,000 \therefore 100,000 \\ & (2) 30,000 - 12,000 = \underline{18,000} \text{ (特例)} \\ & (3) (1) < (2) \therefore 18,000 \end{aligned}$

## 41-5 社会保険料控除

---

---



### ポイント整理

---

#### ① 適用要件 (法74)

居住者が、自己又は同一生計親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合


#### ② 社会保険料の範囲 (法74②)

- (1) 健康保険の保険料
- (2) 国民健康保険の保険料
- (3) 後期高齢者医療保険の保険料
- (4) 国民年金の保険料、国民年金基金の掛金
- (5) 厚生年金の保険料、厚生年金基金の掛金
- (6) 雇用保険の保険料
- (7) 介護保険の保険料など

#### ③ 控除額 (法74)

全 額
-----


---

 **留意点1 対象者〔医療費控除と同じ〕**


同一生計親族に、**所得要件はない**。

 **留意点2 未払保険料等〔医療費控除と同じ、現金主義〕**（基通74・75－1）

**未払保険料等は、現実に支払った年分**の対象となる。

 **留意点3 保険料等を前納した場合**（基通74・75－1、74・75－2）

原則として納付期日の回数であん分するが、**制度上前納できるもの（国民年金は2年分前納できる）**は、**支出年分**の対象とできる。

 **留意点4 特別徴収又は口座振替による場合****(1) 年金から特別徴収のもの**

年金から特別徴収されている介護保険料などは、**特別徴収された者**の対象となる。

**(2) 口座振替のもの**

口座振替されている後期高齢者医療保険料などは、**口座振替された者**の対象となる。

## 41-6 小規模企業共済等掛金控除

---

---



### ポイント整理

---

#### ① 適用要件 (法75)

居住者が、小規模企業共済等掛金を支払った場合

#### ② 小規模企業共済等掛金の範囲 (法75②)

##### (1) 小規模企業共済の掛金

小規模企業の事業主等が、廃業等に備えて掛金を納付し、廃業等した場合に共済金の支払を受ける制度の掛金をいう。

##### (2) 確定拠出年金の掛金

加入者が、掛金を国民年金基金連合会等に拠出し、運用結果で年金受給額が変動する年金制度

※ 具体例として、iDeCo（イデコ）がある。

##### (3) 心身障害者扶養共済の掛金


地方公共団体が、心身障害者を扶養する者を加入者とし、心身障害者の扶養のための給付金を支給する共済制度

#### ③ 控除額 (法75)


全 額
-----

---




**留意点 1 未払掛金、前納掛金などの取扱い**

41-5 社会保険料控除と同じ


**留意点 2 共済金等の支払いを受けた場合（後日学習）**

(1) 小規模企業共済	みなし退職手当等又は公的年金等 ※ 65歳未満で解約した場合の解約返戻金は、一時所得
(2) 確定拠出年金	みなし退職手当等又は公的年金等
(3) 心身障害者扶養共済	非課税（心身障害者が支払いを受ける）

# 41-7 生命保険料控除



## ポイント整理

### ① 適用要件 (法76)

居住者が、次の生命保険契約等に係る保険料等を支払った場合

#### 1 平成23年12月31日以前締結のもの〈旧契約〉

- (1) 受取人の全てを自己又は親族とする旧生命保険契約等 (旧一般 … ②以外)
- (2) 受取人を自己又は配偶者とする旧個人年金保険契約等 (平成2年に独立)

#### 2 平成24年1月1日以後締結のもの〈新契約〉

- (1) 受取人の全てを自己又は親族とする生命保険契約等 (一般 … ②、③以外)
- (2) 受取人の全てを自己又は親族とする介護医療保険契約等 (平成24年に独立)

※ 医療保険、がん保険、所得補償保険など

- (3) 受取人を自己又は配偶者とする個人年金保険契約等

### ② 控除額 (法76)

#### 1 平成23年12月31日以前締結のもの (旧控除額)

支払った生命保険料	控 除 額
25,000円以下	全 額
25,000円超 50,000円以下	$25,000円 + (\text{支払保険料} - 25,000円) \times \frac{1}{2}$
50,000円超100,000円以下	$37,500円 + (\text{支払保険料} - 50,000円) \times \frac{1}{4}$
100,000円超	50,000円

#### 2 平成24年1月1日以後締結のもの (新控除額)

支払った生命保険料	控 除 額
20,000円以下	全 額
20,000円超 40,000円以下	$20,000円 + (\text{支払保険料} - 20,000円) \times \frac{1}{2}$
40,000円超 80,000円以下	$30,000円 + (\text{支払保険料} - 40,000円) \times \frac{1}{4}$
80,000円超	40,000円

## 3 新・旧の両方がある場合の控除額

各区分ごとに、次のいずれかを**選択**する（全体で、**12万円限度**）。

区 分	控 除 額
① 新・旧契約の <b>両方</b> を適用	旧控除額 + 新控除額 = 控除額 <b>(4万円限度)</b>
② <b>旧契約のみ</b> 適用	旧控除額 <b>(5万円限度)</b>

※ 旧控除額が4万円以上の場合は、**②による**。（**①を適用しない方が有利**）

- $\left\{ \begin{array}{l} \text{旧控除額が 4万円未満} \cdots \text{① による (両方を適用} \Rightarrow \text{4万円限度)} \\ \text{旧控除額が 4万円以上} \cdots \text{② による (旧契約のみ適用} \Rightarrow \text{5万円限度)} \end{array} \right.$

## 【例 示】

(1) A一般保険料（旧）	90,000円
(2) B一般保険料（新）	30,000円

## 【考え方】

$$A \text{ (旧控除額)} \quad 37,500 \text{円} + (90,000 \text{円} - 50,000 \text{円}) \times \frac{1}{4} = 47,500 \text{円}$$

$$B \text{ (新控除額)} \quad 20,000 \text{円} + (30,000 \text{円} - 20,000 \text{円}) \times \frac{1}{2} = 25,000 \text{円}$$

① 新・旧の**両方**を適用すると

$$47,500 \text{円} + 25,000 \text{円} (=72,500 \text{円}) > 40,000 \text{円 (限度)} \quad \therefore \underline{40,000 \text{円}}$$

② **旧契約のみ適用** 47,500円 ← **有利**

※ 生命保険料控除額は、全体で **12万円限度**

$$\text{① 一般 (5万円限度)} + \text{② 介護医療 (4万円限度)} + \text{③ 個人年金 (5万円限度)} \\ = \underline{\text{最大 14万円}} > 12 \text{万円} \quad \therefore \underline{\text{12万円限度}}$$

**設 例**

本年分の生命保険料控除額を計算しなさい。

本年中に次の生命保険料を支払っている。

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| (1) 旧一般生命保険契約 | 52,000円 (平成23年以前契約)  |
| (2) 新一般生命保険契約 | 60,000円 (平成24年以後契約)  |
| (3) 旧個人年金保険契約 | 150,000円 (平成23年以前契約) |
| (4) 新個人年金保険契約 | 200,000円 (平成24年以後契約) |
| (5) 介護医療保険契約  | 45,000円 (平成24年以後契約)  |

**解 答**

(単位：円)

(1) 一 般

① 旧契約

$$37,500 + (52,000 - 50,000) \times \frac{1}{4} = 38,000$$

② 新契約

$$30,000 + (60,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 35,000$$

③ ① + ② = 73,000 > 40,000 ∴ 40,000

(2) 個人年金

150,000 > 100,000 ∴ 50,000 > 40,000 ∴ 50,000 (旧契約のみ適用)

(3) 介護医療

$$30,000 + (45,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = \underline{31,250}$$

(4) (1) + (2) + (3) = 121,250 > 120,000 ∴ 120,000

### 留意点1 支払保険料

- (1) 未払保険料等は、**現実**に支払った年分の控除対象（現金主義）となる。  
 ※ 振替貸付けにより充当された金額は、その年に支払った金額とされる。
- (2) 使用者負担の生命保険料で、**給与課税されたものも対象**となる（基通76-4）。

### 留意点2 剰余金等の取扱い（基通76-6）

剰余金等は、**払込保険料等の払戻し**の性格を有することから、支払いを受けた剰余金等の額は、支払った生命保険料の合計額から控除する。

### 留意点3 前納保険料等の取扱い（基通76-3）

前納期間に関係なく（**1年以内であっても**）、前納保険料等を**納付期日の回数**であん分する。

$\begin{array}{c} \text{前納保険料の総額} \\ \text{(前納割引後の金額)} \end{array} \times \frac{\text{その年中の納付期日の回数}}{\text{前納保険料の納付期日の総回数}}$
--

【例 示】 本年7月に、5年分（60万円）を支払った。

- ① 月払の契約  $60\text{万円} \times \frac{6\text{月}}{60\text{月}} = 6\text{万円}$
- ② 年払の契約  $60\text{万円} \times \frac{1\text{年}}{5\text{年}} = 12\text{万円}$
- ③ 一時払の契約 60万円

※ **業務上（業務用）の前納保険料等は、原則として期間対応**

契約に関係なく、前納保険料等を期間であん分する（短期前払費用の特例がある）。

$$60\text{万円} \times \frac{6\text{月}}{60\text{月}} = 6\text{万円} \text{ (必要経費算入額)}$$

## 41-8 地震保険料控除

---

---



### ポイント整理

---

#### ① 適用要件 (法77)

居住者が、自己又は同一生計親族の有する居住用家屋・家財等の地震等損害を保険等の目的とする損害保険契約等に係る保険料等（地震等特約保険料等）を支払った場合

##### ※ 地震等損害

地震等又はこれによる津波を原因とする火災、損壊又は流失などによる損害をいう。

※ 同一生計親族に、所得要件はない。

#### ② 控除額 (法77)

全 額（5万円を限度）

---

### 留意点1 店舗併用住宅等の場合（基通77-2、6）

居住用部分だけ（床面積等であん分）が、控除の対象となる。

### 留意点2 支払保険料、剰余金等、前納保険料等の取扱い

41-7 生命保険料控除と同じ

### 留意点3 旧長期損害保険料がある場合の経過措置

平成18年12月31日以前は、損害保険料控除であり、旧長期損害保険料（保険期間10年以上、満期返戻金あり）がある場合には、次の控除額を控除できる。

旧長期損害保険料	控除額
10,000円以下	全額
10,000円超 20,000円以下	10,000円 + (保険料 - 10,000円) × 1/2
20,000円超	15,000円

#### (1) 地震保険が付帯されている契約（一の契約）の場合

旧長期損害保険料控除額（15,000円限度）と地震保険料控除額（5万円限度）の選択適用

#### (2) 上記以外（旧長期損害保険料と地震保険料が別の契約）の場合

それぞれの控除額の合計額（5万円限度）

#### 【例示】

(1) 地震保険料	13,500円
(2) 旧長期損害保険料	18,300円

#### 地震保険料控除額

（単位：円）

#### 1 これらが一の契約の場合

(1) 地震保険料  $13,500 \leq 50,000 \quad \therefore 13,500$

(2) 旧長期損害保険料  $10,000 + (18,300 - 10,000) \times 1/2 = 14,150$

(3) (1) < (2)  $\therefore 14,150$

#### 2 これらが別の契約の場合

(1) 地震保険料 13,500

(2) 旧長期損害保険料 14,150

(3) (1) + (2) = 27,650  $\leq 50,000 \quad \therefore 27,650$

## 41-9 寄附金控除



### ポイント整理

#### ① 適用要件（法78、基通78-1）

居住者が、特定寄附金を支出した場合

- ※ 特定寄附金は、**支払った年分**の対象となる。
- ※ 手形の振出しは、現実の支払いには該当しない。

#### ② 特定寄附金の範囲（法78②、措法41の18、18の2、18の3、19、基通78-2～7）

##### (1) 国又は地方公共団体に対する寄附金

※ 報道機関に拠出した災害義援金等で、最終的に義援金配分委員会等に拠出されることが明らかであるものは、地方公共団体に対する寄附金に該当する。

##### (2) 指定寄附金（公益社団法人等に対する寄附金のうち財務大臣が指定したもの）

##### (3) 特定公益増進法人に対する寄附金

#### 【例 示】

- ① 独立行政法人（日本学生支援機構など）
  - ② 日本赤十字社
  - ③ 一定の学校法人（但し、入学に関する寄附金は除く。）
    - イ **入学を辞退等**していても、入学に関する寄附金とされる。
    - ロ **入学年の年末までに支出**したのも、入学に関する寄附金とされる。  
(入学決定後に、他の者と同一条件で募集されるものは、対象となる。)
  - ④ 社会福祉法人（共同募金会など）等
- (4) 認定特定非営利活動法人（**認定NPO法人**）に対する寄附金
- (5) **政党等**に対する寄附金で公職選挙法により報告されたもの（政治献金など）
- (6) **特定新規中小会社の株式**の払込みによる取得金額（800万円を限度）など
- ※ (3)及び(4)は、出資業務に充てられることが明らかなものを除く。



③ 控除額 (法78)

$\left. \begin{array}{l} \text{特定寄附金の額} \\ \text{課税標準の合計額} \times 40\% \end{array} \right\} \text{いずれか低い金額} - 2,000\text{円}$
--

④ 国等に対して資産の贈与等をした場合 (措法40①⑱)

	課 税 関 係	特 定 寄 附 金 の 額
棚 卸 資 産 等	通常の販売価額の70%と取得価額の いずれか多い金額を総収入金額算入 (売上高に計上) ※ 非課税規定なし	総収入金額算入額 (売上高計上金額)
譲渡所得の基因と なる資産等	非 課 税	時 価 - 非課税相当額 (値上益部分) ↓ 取得費 ※ + 譲渡費用 (山林は、必要経費 ※)

※ 取得費の5%基準、山林所得の50%の概算経費の適用がある。

<メ モ>

## テーマ42 所得控除（その2）

項目及び内容	参照条文	重要度
42-1 障害者控除		
① 適用要件	法79	☆☆☆
② 控除額	法79	☆☆☆
③ 障害者の意義	法2①二十八等	☆☆☆
42-2 寡婦・ひとり親控除		
① 寡婦控除	法80	☆
② ひとり親控除	法81	☆
42-3 勤労学生控除		
① 適用要件	法82	☆
② 控除額	法82	☆
③ 勤労学生の意義	法2①三十二	☆
42-4 配偶者控除		
① 適用要件	法83、2①三十三等	☆☆☆
② 控除額	法83	☆☆☆
42-5 配偶者特別控除		
① 適用要件	法83の2	☆☆
② 控除額	法83の2	☆☆
42-6 扶養控除		
① 適用要件	法84	☆☆☆
② 控除額	法84、措法41の16	☆☆☆
③ 扶養親族の意義	法2①三十四等	☆☆☆
42-7 基礎控除		
① 適用要件	法86	☆☆☆
② 控除額	法86	☆☆☆
42-8 人的控除の判定の時期		
① 居住者の障害者等の判定の時期	法85、基通85-1	☆☆
② 扶養親族等の判定の時期	法85、基通85-1	☆☆
③ 2人以上の居住者がある場合の扶養親族等の所属	法85等	☆☆
④ 配偶者と死別後同一年に再婚した場合の特例	令220	☆☆
⑤ 死亡した者等の扶養親族等とされた者	基通83～84-1	☆☆
⑥ 配偶者控除と寡婦控除等の関係	基通80-1等	☆

# 42-1 障害者控除



## ポイント整理

### ① 適用要件 (法79)

- (1) 居住者が障害者である場合
- (2) 同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合

### ② 控除額 (法79)

区 分	控 除 額	備 考
(1) 原則（特別障害者以外の障害者）	27万円	一般障害者
(2) 同居特別障害者	75万円	
(3) (2)以外の特別障害者	40万円	本人が特別障害者など

### ③ 障害者の意義 (法2①二十八、二十九、79③、令10、基通2-39)

#### 1 障害者

精神又は身体に障害がある者で、次に掲げるものをいう。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者など
- (2) 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者（1級～7級）
- (3) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者 など

#### 2 特別障害者

障害者のうち、精神又は身体に**重度の障害**がある者で、次に掲げるものをいう。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者など
- (2) 身体障害者手帳に障害の程度が**1級又は2級**と記載されている者
- (3) 常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要する者 など

#### 3 同居特別障害者

- (1) 同一生計配偶者又は扶養親族のうち、**特別障害者**で、かつ、
- (2) 居住者又はその居住者の配偶者若しくは同一生計親族の**いずれかとの同居を常況**としている者をいう。

### 留意点1 同一生計配偶者又は扶養親族（42-4、42-6参照）

#### 1 同一生計配偶者

同一生計の配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下のもの（青色事業専従者等を除く）

※ 本人の合計所得金額が1,000万円超でも、適用がある。

#### 2 扶養親族

同一生計の次の者のうち、合計所得金額が48万円以下のもの（青色事業専従者等を除く）

- (1) 配偶者以外の親族
- (2) いわゆる里子
- (3) いわゆる養護受託老人

※ 年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）も、適用がある。

※ 同一生計親族の中に障害者がいるだけでは、対象にならない！

※ 障害者である親族等の合計所得金額が48万円超の場合は、対象外！

### 留意点2 扶養控除等と障害者控除の統一適用（基通79-1）

障害者である控除対象扶養親族等については、扶養控除等の適用を受ける居住者が、障害者控除の適用を受ける。

### 留意点3 特別障害者の補足

#### 1 常に就床を要し複雑な介護を要する者の判定（基通2-39）

判定時の現況において、連続して6月以上、身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする（介護を受けなければ自ら排便等ができない状態）かどうかにより判定する。

※ 障害者認定を受けていなくても、状態から判定する。

#### 2 特別障害者の判定

次の者は、特別障害者とされる。

- (1) 身体障害者手帳（1級～7級）に障害の程度が1級又は2級と記載されている者
- (2) 精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）に、障害等級が1級と記載されている者
- (3) 知的障害者（療育手帳受給者等）のうち、重度の知的障害者と判定された者
- (4) 年齢が65歳以上で、障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者（障害者）のうち特別障害者に準ずるもの

## 42-2 寡婦・ひとり親控除



### ポイント整理

#### ① 寡婦控除 (法80)

##### 1 適用要件

居住者が寡婦である場合

##### 2 控除額

27万円

##### 3 寡婦の意義 (法2①三十、令11、規1の3)

次の(1)又は(2)に該当する者で、ひとり親に該当しないものをいう。

(1) ① 夫と離婚 (再婚していない) し、扶養親族あり

② 合計所得金額が 500万円以下で、事実婚の者(※)がないこと

(2) ① 夫と死別 (再婚していない)

② 合計所得金額が 500万円以下で、事実婚の者(※)がないこと

※ 住民票に、未届けの夫又は妻が記載されている者又はその記載されている者

#### ② ひとり親控除 (法81)

##### 1 適用要件

居住者がひとり親である場合

##### 2 控除額

35万円


##### 3 ひとり親の意義 (法2①三十一、令11の2、規1の4)

現に婚姻をしていない者のうち、次の要件を満たすものをいう。

① 課税標準の合計額が 48万円以下の同一生計の子あり

② 合計所得金額が 500万円以下で、事実婚の者(※)がないこと

※ 住民票に、未届けの夫又は妻が記載されている者又はその記載されている者

 **留意点 寡婦・ひとり親の要件**

種 類	共 通 要 件	それぞれの要件
ひとり親控除 (女性・男性)	・ <u>合計所得金額 500万円以下</u>	課税が <u>48万円以下</u> の同一生計の子あり
寡婦控除 (ひとり親以外の女性)	・ 婚姻しておらず、事実婚ではない	① <u>離婚</u> + <u>扶養親族</u> あり 又は ② <u>死別</u> (のみ)

 **設 例**

各居住者（いずれも、合計所得金額は 400 万円で、婚姻しておらず、事実婚でもない）のひとり親控除額又は寡婦控除額を求めなさい。

- (1) 甲（女性、未婚）… 同一生計の子（所得なし）あり
- (2) 乙（男性、妻と離婚）… 同一生計の子（所得なし）あり
- (3) 丙（女性、夫と離婚）… 子はいないが、母（扶養親族）あり
- (4) 丁（女性、夫と死別）… 子ども扶養親族もない

 **解 説**

- (1) 甲（女性） ひとり親控除額 350,000 円  
課税標準の合計額が 48 万円以下である同一生計の子を有する ∴ ひとり親  
※ 甲が男性でも同様
- (2) 乙（男性） ひとり親控除額 350,000 円  
課税標準の合計額が 48 万円以下である同一生計の子を有する ∴ ひとり親  
※ 乙が女性でも同様
- (3) 丙（女性） 寡婦控除額 270,000 円  
離婚で扶養親族を有する ∴ 寡婦
- (4) 丁（女性） 寡婦控除額 270,000 円  
子はいないが、死別 ∴ 寡婦

## 42-3 勤労学生控除



### ポイント整理

#### ① 適用要件 (法82)

居住者が勤労学生の場合

#### ② 控除額 (法82)

27万円

#### ③ 勤労学生の意義 (法2①三十二)

- (1) 学校の学生など
- (2) 給与所得等を有する

※ **給与所得等**とは、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいう

#### (3) 合計所得金額が75万円以下

- ※ アルバイト収入のみの場合は、給与収入 130万円以下
- ※ 給与収入 130万円の場合

130万円 - 55万円 (給控) = 75万円 = 基礎控除額48万円 + 勤労学生控除額27万円

- (4) [合計所得金額 - 給与所得等の金額] が 10万円以下



<メ モ>

## 42-4 配偶者控除



### ポイント整理

#### ① 適用要件 (法83、2①三十三、三十三の二、三十三の三)

居住者が、**控除対象配偶者**を有する場合

##### ※ 控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、**合計所得金額が 1,000万円以下**である居住者の配偶者をいう。

##### ※ 同一生計配偶者

同一生計の**配偶者のうち、合計所得金額が 48万円以下**であるもの

\* 青色事業専従者等を除く。

#### ② 控除額 (法83)

居住者の合計所得金額	控 除 額		
	原 則	老人控除対象配偶者	
900万円以下	38万円	48万円	基本額
900万円超 950万円以下	26万円	32万円	2/3 *
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円	1/3 *

\* 1万円未満切り上げ

##### ※ 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、**年齢70歳以上**の者をいう。

\* 昭和30年1月1日以前生まれが該当

## 設 例

各居住者及び同一生計の配偶者の本年分の所得状況等は、次のとおりである。  
本年分の配偶者控除額を計算しなさい。

- 【ケース1】 甲（合計所得金額 6,000,000円）  
配偶者（55歳） …… 総合短期譲渡益 900,000円
- 【ケース2】 乙（合計所得金額 9,600,000円）  
配偶者（72歳） …… ① 不動産所得の金額 300,000円  
② 一時所得の金額 200,000円
- 【ケース3】 丙（合計所得金額 15,000,000円）  
配偶者（48歳） …… 給与収入 1,030,000円

## 解 説

### 【ケース1】

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配偶者控除	380,000	特別控除額 $900,000 - 500,000 = 400,000 \leq 480,000 \therefore$ 該当

### 【ケース2】

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配偶者控除	160,000	$300,000 + 200,000 \times \frac{1}{2} = 400,000 \leq 480,000 \therefore$ 該当

配偶者の年齢が70歳以上で、本人の合計所得金額が950万円超 1,000万円以下のため、  
老人控除対象配偶者とされ、控除額は16万円となる。

### 【ケース3】

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配偶者控除	0	適用なし

本人の合計所得金額が1,000万円超のため、控除対象配偶者に該当しない。

# 42-5 配偶者特別控除



## ポイント整理

### ① 適用要件 (法83の2)

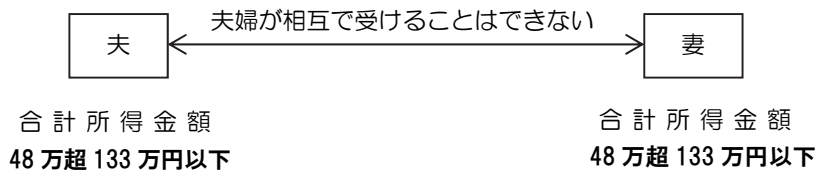
#### 1 適用要件

居住者が、同一生計の配偶者で、合計所得金額が **48万円超 133万円以下**であるもの  
(合計所得金額が 1,000万円以下である居住者の配偶者に限る。)を有する場合

\* 青色事業専従者等を除く。

#### 2 適用除外

配偶者が居住者として配偶者特別控除の適用を受けている場合など

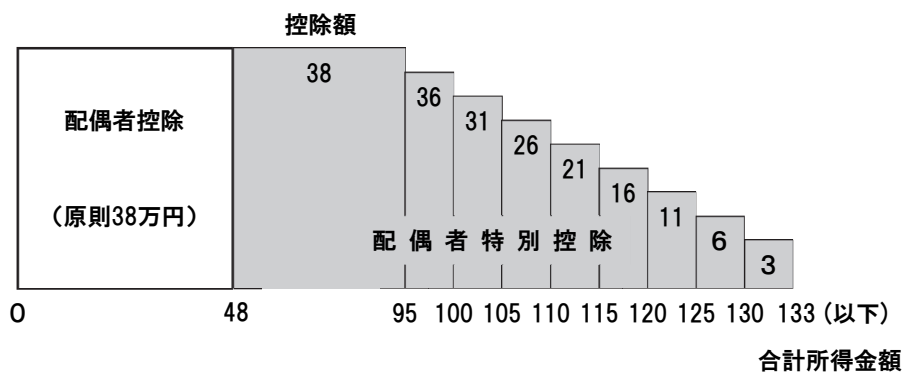


### ② 控除額 (法83の2)

配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

【図 解】

(単位：万円)



設 例

居住者甲及びその同一生計の配偶者の本年分の所得状況等は、次のとおりである。  
 本年分の配偶者特別控除額を計算しなさい。

- 【ケース1】 甲の合計所得金額 8,000,000円、配偶者の合計所得金額 80万円
- 【ケース2】 甲の合計所得金額 8,000,000円、配偶者の合計所得金額 122万円
- 【ケース3】 甲の合計所得金額 9,600,000円、配偶者の合計所得金額 122万円
- 【ケース4】 甲の合計所得金額 15,000,000円、配偶者の合計所得金額 80万円

解 説

Ⅲ 所得控除

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配偶者特別控除		
【ケース1】	380,000	
【ケース2】	110,000	
【ケース3】	40,000	
【ケース4】	0	適用なし

 **留意点** 配偶者特別控除額

1 居住者の合計所得金額が 900 万円以下である場合

配偶者の合計所得金額	控 除 額
48万円超 95万円以下	38万円
95万円超 130万円以下	<p>38万円 - <u>(合計所得金額 - 930,001円)</u></p> <p>※ カッコ内の金額が、5万円の整数倍の金額（5万円、10万円 …）から3万円を控除した金額でないとき … 5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額で、カッコ内の金額に満たないものうち最も多い金額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【別 法】</b></p> <p>131万円 - <u>(合計所得金額 - 1円)</u></p> <p>※ カッコ内の金額が、5万円の整数倍の金額（95万円、100万円、105万円 … 125万円）でないとき … 5万円の整数倍の金額で、カッコ内の金額のうち最も多い金額</p> </div>
130万円超 133万円以下	3万円

【別法での例示】 居住者の合計所得金額 800 万円、 配偶者の合計所得金額 100 万円

※

$$1,310,000円 - 950,000円 = 360,000円$$

※ 1,000,000円 - 1円 = 999,999円 ⇒ 950,000円（5万円の整数倍の最大値）

2 居住者の合計所得金額が 900 万円超 950 万円以下である場合

1の控除額の  $\frac{2}{3}$  相当額（1万円未満切上）

3 居住者の合計所得金額が 950 万円超 1,000 万円以下である場合

1の控除額の  $\frac{1}{3}$  相当額（1万円未満切上）

<メ モ>

## 42-6 扶養控除



### ポイント整理

#### ① 適用要件 (法84)

居住者が、控除対象扶養親族を有する場合

#### ② 控除額 (法84、措法41の16)

1人につき38万円（特定扶養親族は63万円、同居者親等は58万円、その他の老人扶養親族は48万円）

#### ③ 扶養親族の意義 (法2①三十四、措法41の16など)

##### 1 扶養親族

次の同一生計の親族等のうち、**合計所得金額が48万円以下**のものをいう。

- (1) **配偶者以外の親族**
  - (2) 児童福祉法の規定により里親に委託された児童（**いわゆる里子**）
  - (3) 老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人（**いわゆる養護受託老人**）
- \* 青色事業専従者等を除く。

##### 2 控除対象扶養親族

**扶養親族**のうち、次の者をいう。

- (1) **居住者**（国内に居住）… 年齢16歳以上の者をいう。
- (2) **非居住者**（海外留学生など、国外に居住）
  - ① 年齢16歳以上30歳未満の者
  - ② 年齢70歳以上の者
  - ③ 年齢30歳以上70歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの
    - イ **留学**により国内に住所及び居所を有しなくなった者（海外留学生）
    - ロ **障害者**
    - ハ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を**38万円**以上受けている者

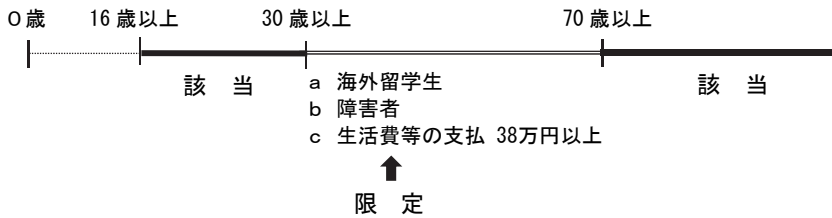


【図 解】控除対象扶養親族

(1) 居住者



(2) 非居住者



2 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、**年齢19歳以上23歳未満**の者をいう。

\* 平成14年1月2日以後(23歳未満)、平成18年1月1日以前(19歳以上)生まれが該当

3 老人扶養親族

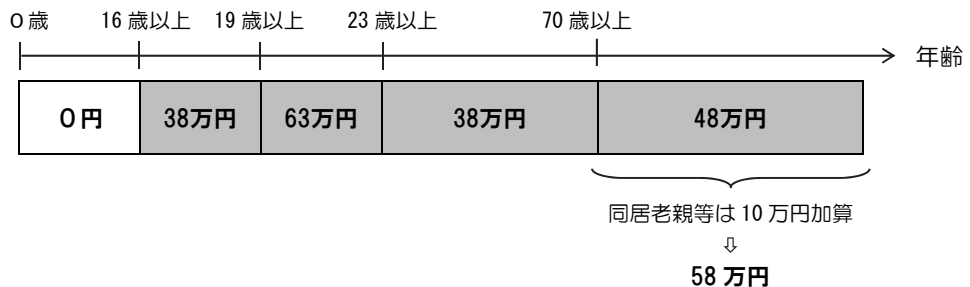
控除対象扶養親族のうち、**年齢70歳以上**の者をいう。


\* 昭和30年1月1日以前生まれが該当

4 同居老親等

- (1) 老人扶養親族のうち、居住者又はその配偶者の**直系尊属**で、かつ、
- (2) その居住者又はその配偶者の**いずれかとの同居を常況**としている者をいう。

【図 解】控除額



 **留意点 1 国外居住親族（海外留学の子に仕送りしている場合など）**

親族関係書類、送金関係書類の添付等が必要。

※ 海外でのアルバイト代等は、国外源泉所得なので、所得判定には入れない。

 **留意点 2 雑損控除と扶養控除等の対象となる親族等の相違点**

雑 損 控 除	配偶者控除・扶養控除
課税標準の合計額が <sup>6</sup> 48万円以下 (損失の繰越控除後)	合計所得金額が <sup>6</sup> 48万円以下 (損失の繰越控除前)
<ul style="list-style-type: none"> <li>青色事業専従者等も対象</li> <li>里子などは対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色事業専従者等は対象外</li> <li>里子なども対象</li> </ul>
同一生計の判定は、損失発生日等	同一生計の判定は、原則として 12月31日
他の者の扶養親族等としていても対象	扶等と障は、統一適用
<ul style="list-style-type: none"> <li>法62（生活に通常必要でない資産の控除）控除後</li> <li>措置法の特別控除額（3,000万円などの控除額）控除前</li> </ul>	

## 42-7 基礎控除

---

---



### ポイント整理

---

#### ① 適用要件 (法86)

合計所得金額が 2,500万円以下の居住者

#### ② 控除額 (法86)

合計所得金額		控除額
	2,400万円以下	<b>48万円</b>
2,400万円超	2,450万円以下	32万円
2,450万円超	2,500万円以下	16万円

---

## 42-8 人的控除の判定の時期



### ポイント整理

#### ① 居住者の障害者等の判定の時期（法85、基通85-1）

居住者（本人）が、障害者等に該当するかどうかの判定

(1) 原則

その年12月31日の現況

(2) 年途中で死亡又は出国の場合

その死亡又は出国の時の現況

#### ② 扶養親族等の判定の時期（法85、基通85-1）

親族等が、控除対象配偶者、扶養親族、障害者等に該当するかどうかの判定

(1) 原則

その年12月31日の現況

(2) 本人が、年途中で死亡又は出国の場合

その死亡又は出国の時の現況

(3) (1)、(2)の判定時、親族等が、既に死亡している場合

その死亡の時の現況

#### ③ 2人以上の居住者がある場合の扶養親族等の所属（法85、令218、219）

1 居住者の同一生計配偶者が他の居住者の扶養親族にも該当する場合

いずれか一にのみ該当する。

2 2人以上の居住者の扶養親族に該当する場合

いずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当する。

※ 申告書等に記載されたところにより、いずれか1人の対象とする。

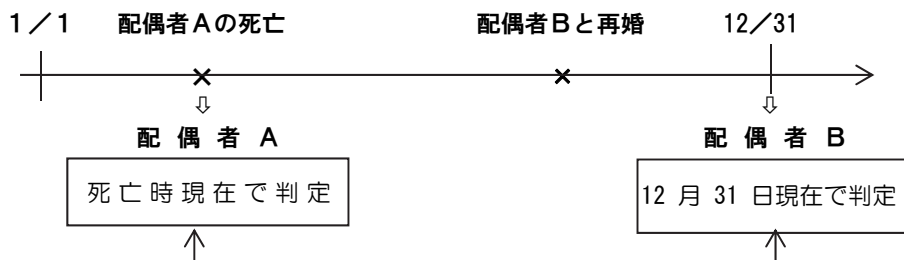
〔例示〕離婚した場合の子の所属

{ 子は、母と同居  
子は、父から生活費等の送金を受けている } 子は両者の扶養に該当 ⇒ いずれかのみ対象

\* 物的控除や所得金額調整控除には、影響しない

#### ④ 配偶者と死別後同一年に再婚した場合の特例（令220）

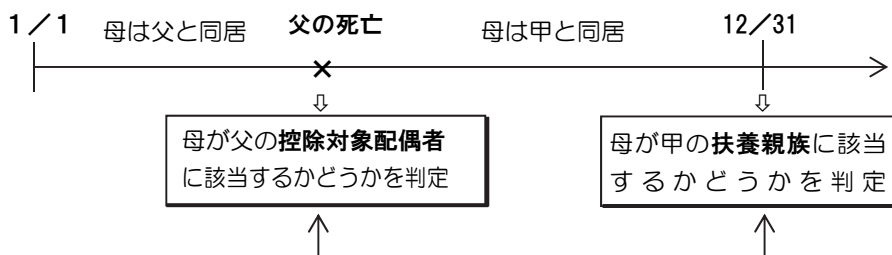
死亡した配偶者は**死亡時の現況**、再婚した配偶者は**その年12月31日の現況**で判定するが、死亡した配偶者又は再婚した配偶者の**いずれか1人**とする。



それぞれ同一生計配偶者等に該当しても、このうち**1人**に限る

#### ⑤ 死亡した者等の扶養親族等とされた者（基通83～84-1）

年途中で死亡又は出国した居住者の控除対象配偶者又は扶養親族とされた者が、その年12月31日の現況で、他の居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合には、**他の居住者の配偶者控除又は扶養控除等の対象**となる。



判定の時期が異なるため、父が配偶者控除を受けていても甲は扶養控除を受けられる

#### 【例示①】

居住者甲は、**母（所得なし）**と**本年末現在**、**生計を一**にしている。

**母**は、父（本年4月に死亡）と生計を一にし、**死亡した父の控除対象配偶者**としている。

#### 《母の判定》

- (1) **父の控除対象配偶者に該当**（父の死亡時で判定）
- (2) **甲の（控除対象）扶養親族に該当**（その年12月31日で判定）

※ 死亡した者の扶養親族等の判定

- ① 年齢は、死亡時の現況
- ② 合計所得金額は、死亡時での年間の見積額

〔例示②〕

母は、父（死亡時まで）と甲と同一生計

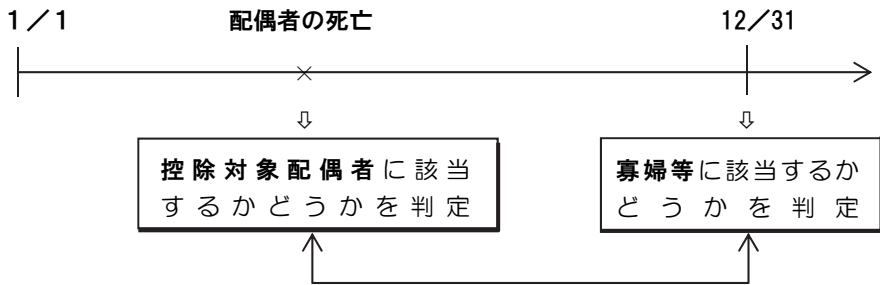
- ① 本年3月、父（合計所得金額 3,000,000円）が死亡
- ② 本年9月、母は土地を譲渡し、譲渡益 1,200,000円あり（他に所得はない）

《母の判定》

- (1) 父の控除対象配偶者に該当（合計所得金額の見積額ゼロ）
- (2) 甲の（控除対象）扶養親族に非該当（合計所得金額 48万円超）

⑥ 配偶者控除と寡婦控除等の関係（基通80-1、81-1）

年の途中で配偶者と死別し、寡婦（ひとり親）に該当する場合には、その年は配偶者控除と寡婦（ひとり親）控除の適用がある。



判定の時期が異なるため、配偶者控除と寡婦控除等の両方を受けられる

# トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ  
問題 1～17





## 問題 1 雑損控除①

基礎

- 6分 -

次の各問につき、居住者甲の本年分の雑損控除額をそれぞれ計算しなさい。

なお、取得費相当額について考慮する必要はない。

## 〔問 1〕

次の資産が本年6月8日に火災により全焼した。

なお、甲の本年分の課税標準の合計額は7,000,000円である。

資 産	所有者	被災直前時価	保 険 金 収 入	備 考
居住用家屋	甲	9,600,000円	6,980,000円	(注1)
家 財	甲	400,000円	300,000円	
衣 服	長 男	160,000円	— 円	(注2)

(注1) 居住用家屋に係る後片付け費用として40,000円を本年中に支出した。

(注2) 長男は、甲と同一生計で青色事業専従者であり、本年中に給与1,000,000円の支払いを受けている。

## 〔問 2〕

甲は本年3月10日に火災により次の被害を受けた。

なお、甲の本年分の課税標準の合計額は69,000,000円である。

被 害 資 産	所有者	被害直前の時価	被災直後の時価	受 取 保 険 金
居住用家屋	甲	8,000,000円	3,000,000円	3,000,000円
家 財	甲	2,000,000円	—円	2,500,000円

(注) 居住用家屋に係る原状回復支出5,600,000円を本年4月5日に支出している。

**問題 2** 雑損控除②

**基礎**

- 6分 -

次の資料に基づき、居住者甲の雑損控除額を計算しなさい。

- (1) 本年5月25日、火災により次に掲げる資産が焼失した。

資産の内容	取得価額	被災直前の取得費	被災直前の時価	備考
居住用家屋	4,800,000円	3,000,000円	3,000,000円	甲所有
宝石	350,000円	350,000円	200,000円	甲所有
現金紙幣	400,000円	400,000円	400,000円	妻所有 (同一生計・所得なし)

(付記事項)

- ① 居住用家屋の被災直後の時価は1,000,000円である。なお、この損失に対して保険金1,500,000円を取得した。
  - ② 居住用家屋の焼あとの整理に要した支出額は250,000円である。
  - ③ 火災直後直ちに家屋の再建に着手し、本年11月27日に竣工したが、建築費の総額は12,000,000円である。なお、原状回復のための支出額とその他の部分の額とに区分することは困難である。
  - ④ 現金紙幣は完全に焼失したので新たに交付を求めることはできないが、焼失した事実については証明できうるものとする。
- (2) 甲の本年分の課税標準の合計額は18,000,000円である。

**問題 3** 雑損控除③

**基礎**

- 4分 -

次の資料に基づき、居住者甲の雑損控除額を計算しなさい。

1. 甲は、本年中に次の損害を受けている。
  - (1) 本年2月のエジプト旅行中に現地ですり盗難に遭い、160,000円の現金を奪われている。
  - (2) 本年8月に家財の盗難に遭い、時価180,000円、取得費相当額240,000円の家財が奪われている。
 

なお、上記家財は本年12月に発見されたが、著しく毀損しており、発見時の時価は10,000円と見込まれる。
2. 大雪により、住宅の屋根に雪が積もったため、本年12月に雪下ろしを行い、その費用40,000円を同月に支出している。
3. 甲の本年分の課税標準の合計額は9,800,000円である。

問題 4	医療費控除①
------	--------

基礎

- 5分 -

次の資料に基づき、甲の医療費控除額を計算しなさい。

1. 居住者甲が本年中に支出した自己及び自己と生計を一にする親族等に係る医療費の額は、次に掲げるとおりである。

(1) 甲に対する医療費

① 歯科医師に対する治療費等	800,000円
② 人間ドックの費用（検査の結果、特に異常は認められなかった。）	150,000円
③ 薬局で購入した体力増進剤の費用	50,000円

(2) 甲の母に対する医療費（通常必要と認められるもの）

① 某大学病院に緊急入院した際のタクシー代	4,000円
② 医療費及び入院費	350,000円
このうち 50,000円は、母の希望により個室に入院したことによる差額ベッド代である。	
③ 入院中の食費	30,000円
④ 療養上の世話を受けるための特に依頼した者に支払った療養上の費用	80,000円
⑤ インフルエンザの予防接種費用	3,000円

(3) 甲の次女に対する医療費（本年4月に支出） 120,000円

なお、次女は本年5月に他家に嫁ぎ、甲と生計を一にしていない。

(4) 甲の三女に対する医療費

① 美容整形のための費用	210,000円
② ダイエット食品の購入費用	75,000円

(5) 里子の医療費 48,000円

2. 甲の本年分の課税標準の合計額は 5,800,000円である。

**問題 5** 医療費控除②

基礎

- 4分 -

次の資料に基づき、居住者甲の医療費控除額を求めなさい。

なお、甲の本年分の課税標準の合計額は 21,350,000円である。

## 【資料】

甲が本年中に支払った医療に関連するものは次のとおりである。

(1) 外来通院による診察代	57,000円
(2) 医師に対する謝礼（商品券）	20,000円
(3) 調剤薬局での処方薬の代金	23,830円
(4) インフルエンザ予防接種代	3,000円
(5) 通院費（電車代）	12,365円
(6) 長女（同一生計）がタレントになるための歯列矯正代	768,000円
(7) 健康増進のために自主的に購入した漢方薬	64,000円
(8) 風邪や腰痛などの治療のために購入した医薬品で 特定一般用医薬品等に該当するものの購入	100,000円

(平成29年度税理士試験出題)

**問題 6** 社会保険料控除等

基礎

- 5分 -

次の各問につき、居住者甲の本年分の所得控除額を最も有利となるように計算しなさい。

## 【問 1】

甲が本年中に支払った保険料等は、次のとおりである。

- |             |          |
|-------------|----------|
| (1) 国民健康保険料 | 168,000円 |
| (2) 国民年金保険料 | 356,000円 |

本年4月分から令和8年3月分までを法令の規定に基づき一時に納付したものである。

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| (3) 介護保険料          | 24,000円  |
| (4) 小規模企業共済契約に係る掛金 | 75,000円  |
| (5) 個人型確定拠出年金に係る掛金 | 136,000円 |

上記の他、生計を一にする母が受けた年金から特別徴収されたもの30,000円がある。

## 【問 2】

1. 甲が本年中に支払を受けた厚生年金保険法に基づく老齢年金は、2,382,232円であり、源泉徴収税額24,329円、社会保険料77,380円（介護保険料）が差し引かれて口座振込がされていた。
2. 甲が本年中に支払った保険料等は、次のとおりである。

- |             |          |
|-------------|----------|
| (1) 国民健康保険料 | 123,400円 |
| (2) 国民年金保険料 | 0円（注）    |

（注）国民年金保険料は、甲の同一生計である妻A分を甲が支払っており、令和5年4月分から令和7年3月分までの2年度分355,280円を令和5年3月に支払っている。なお、甲は、各年分の保険料に相当する額を各年に控除する（分割控除）方法を選択している。

（平成27年度税理士試験）

**問題 7** 生命保険料控除①**基礎**

— 5分 —

次の各問につき、居住者甲の本年分の生命保険料控除額を計算しなさい。

**〔問 1〕**

甲は本年中に家計費から次のものを支出している。

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 旧一般生命保険契約の保険料 | 54,000円  |
| (2) 新一般生命保険契約の保険料 | 17,000円  |
| (3) 介護医療保険契約の保険料  | 78,000円  |
| (4) 旧個人年金保険契約の保険料 | 110,000円 |

**〔問 2〕**

甲が本年中に払った生命保険料は次のとおりである。

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| (1) A一般生命保険料（平成23年契約） | 110,000円 |
| (2) B一般生命保険料（平成24年契約） | 60,000円  |
| (3) C介護医療保険料（平成24年契約） | 81,000円  |

**問題 8** 生命保険料控除②

基礎

- 6分 -

次の各問につき、居住者甲の本年分の生命保険料控除額を計算しなさい。

## 〔問 1〕

甲が本年中に支払った保険料は、次のとおりである。

- (1) A生命保険契約の保険料（平成19年契約） 78,000円

これは別生計の長女を受取人とするものであり、個人年金保険契約に係るものではない。

なお、この他振替貸付に係るものが4,000円ある。

- (2) B介護医療保険契約の保険料（平成24年契約） 84,000円

- (3) C個人年金保険契約の保険料（平成24年契約） 103,000円

なお、剰余金の分配8,000円がある。

## 〔問 2〕

甲（給与所得者）が本年中に支払った保険料等は、次のとおりである。

- (1) A生命保険料 171,000円（前納割引後の金額）

これは妻を受取人とする生命保険契約を本年11月に月払い契約で締結したものであり、甲が向こう1年分を支払ったものである。

なお、新一般生命保険料に該当する。

- (2) 確定給付企業年金契約に係る掛金（自己負担分） 23,000円

新一般生命保険料に該当する。

- (3) B生命保険料 30,000円

旧一般生命保険料に該当する。

**問題 9** 生命保険料控除等

基礎

- 3分 -

次の資料に基づき、居住者甲（給与所得者）の保険料に係る所得控除額を求めなさい。

1. 甲が本年中に支払った保険料は、次のとおりである。（いずれも本年契約したもの）

(1) 生命保険料 108,000円

これは、甲を受取人とする個人年金保険契約に係るものであり、このうち 22,000円は入院特約に係るものである。

(2) 地震保険料 16,000円

甲の居宅を保険目的とするものである。

2. 上記のほか、甲を被保険者とする養老保険（本年契約したもの）の生命保険料 70,000円については、甲の勤務先であるD社が負担している。

これは、死亡保険金の受取人を甲の妻、満期保険金の受取人を甲とするものであり、D社が負担した金額は甲の本年分の給与所得の収入金額に計上されている。



問題10	寄附金控除
------	-------

基礎

- 5分 -

次の各問につき、居住者甲の本年分の寄附金控除額を計算しなさい。

なお、税額控除との選択ができるものについても、所得控除を適用する。

## 〔問1〕

1. 甲は、本年中に次の寄附をしている。

なお、甲の本年分の課税標準の合計額は10,400,000円である。

寄 附 金	金 額	支払年	そ の 他
日本学生支援機構	150,000円	翌 年	
同 窓 会	30,000円	本 年	甲の出身校の同窓会に対するものである。
某  私 立 大 学	300,000円	本 年	長男の入学に関し寄附したものである。
町内会への寄附金	40,000円	本 年	町内の運動会の費用として寄附したものである。
某 政 党	200,000円	本 年	政治資金規正法の規定によるもので選挙管理委員会に報告がされたものである。
某 市	絵 画 1 点	本 年	贈与時における価額 8,000,000円 取得価額 3,750,000円

2. 甲は、本年5月に特定新規中小会社の株式を300,000円で払込みにより取得している。

この株式は年末現在保有しており、甲は、この株式について寄附金控除の適用を考えている。

## 〔問2〕

1. 甲は、本年中に国に対して、A土地を寄附している。

A土地は30年前に取得したもので、取得価額は不明であるが、寄附時の時価は10,000,000円である。なお、寄附に際し200,000円の費用を支出している。

2. 甲の本年分の課税標準の合計額は3,000,000円である。

**問題11** 寡婦、ひとり親控除**基礎**

- 3分 -

次のそれぞれの者が、寡婦又はひとり親に該当するかどうかを明らかにし、該当する場合には控除額もあわせて求めなさい。

なお、いずれの者にも事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者はいない。

- (1) 甲（35歳女性、夫と離婚後婚姻をしていない。）の本年分の合計所得金額は300万円である。  
なお、甲には子がないが、扶養親族（甲の父）を有している。
- (2) 乙（40歳女性、未婚である。）の本年分の合計所得金額は450万円である。  
なお、乙は生計を一にする子（中学1年生で無収入）を有している。
- (3) 丙（38歳男性、妻と死別後婚姻をしていない。）の本年分の合計所得金額は420万円である。  
なお、丙には子がないが、扶養親族（丙の母）を有している。

**問題12** 配偶者控除等

**基礎**

- 8分 -

次の配偶者ごとの、配偶者控除額、配偶者特別控除額及び障害者控除額を求めなさい。

なお、いずれの配偶者も居住者と生計を一にしており、年齢は70歳未満で一般障害者である。

	居住者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額
配偶者A	880万円	43万円
配偶者B	976万円	5万円
配偶者C	1,100万円	48万円
配偶者D	930万円	87万円
配偶者E	600万円	118万円

(参考)

配偶者特別控除額の早見表

	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額			
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

**問題13 扶養控除等①**
**基礎**

- 6分 -

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の配偶者控除額、配偶者特別控除額及び扶養控除額を計算しなさい。なお、甲の合計所得金額及び課税標準の合計額は9,400,000円である。

**【資料】**

甲と本年末現在、生計を一にする親族等の資料は次のとおりである。

1. 甲と同居しているもの
  - (1) 妻（41歳） 給与所得の金額850,000円があるが、雑損失の繰越額620,000円があり、繰越控除を受けるつもりである。
  - (2) 長男（24歳） 給与収入950,000円がある。
  - (3) 次男（19歳） 一時所得の金額800,000円がある。
  - (4) 里子（11歳） 本年中の所得はない。
2. 甲の父（74歳）は、郷里（国内）で一人暮らしをしているが、甲が仕送りをしており、生計を一にしていると認められ、本年中の所得はない。

**（参考）**
**1. 給与所得控除額の抜粋**

給与等の収入金額180万円以下の場合

……収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合には55万円）

**2. 配偶者特別控除額の早見表**

	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額			
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

## 問題14 扶養控除等②

基礎

- 7分 -

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の所得控除額を計算しなさい。  
 なお、甲の合計所得金額及び課税標準の合計額は9,800,000円である。

## 【資料】

1. 本年末現在、甲と生計を一にし、かつ同居している親族の状況は次のとおりである。

続柄	年齢	摘要
妻	46歳	源泉徴収選択口座に係る上場株式の譲渡益500,000円がある。 なお、この譲渡については申告不要を選択する。
次男	20歳	甲が営む事業に専従する青色事業専従者であり、本年中に2,400,000円 (適正額)の給与の支払いを受けている。
長女	15歳	身体障害者手帳に4級の記載がある。なお、本年中に所得はない。
甲の父	71歳	常に就床を要し、複雑な介護を要する状態にある者である。 なお、本年中に所得はない。

2. 長男(23歳)は、A国に留学中の非居住者である。

現地におけるアルバイトと甲からの仕送りによって生活しており、甲と生計を一にしていると認められる。

なお、上記アルバイトによる本年中の給与所得の金額は600,000円である。

3. 妻の母(68歳)は、B国において一人暮らしをしている非居住者である。

本年中に所得はなく、母の貯蓄と甲からの仕送りによって生活しており、甲と生計を一にしていると認められる。

なお、甲の本年中の仕送り額は400,000円である。

## (参考) 給与所得控除額の抜粋

給与等の収入金額180万円超360万円以下の場合

…… (収入金額 - 180万円) × 30% + 62万円

問題15	判定の時期
------	-------

基礎
----

- 4分 -

次の資料により、居住者甲の本年分の所得控除額を、最も有利となるように計算しなさい。

## 【資料】

甲及び甲の親族の状況は次のとおりである。

1. 甲（年齢48歳）の合計所得金額は4,500,000円である。

なお、本年12月に事故に遭い、本年末において特別障害者に該当する。

2. 甲は配偶者Aと生計を一にし、かつ同居していたが、Aが本年2月に死亡（死亡時の年齢55歳）したことにより、本年9月に配偶者B（年齢41歳）と再婚（生計を一にし、かつ同居）している。

Aには本年中に所得はなく、Bの本年分の合計所得金額は1,000,000円である。

3. 甲は父と生計を一にし、かつ同居していたが、父は本年6月17日に死亡している。

なお、父は昭和29年11月3日生まれであり、本年分の所得はない。

## （参考）

## 配偶者特別控除額の早見表

	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額			
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

## 問題16

## ★ まとめ問題①

過去

- 8分 -

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の所得控除額を計算しなさい。

1. 甲は、本年中、中小企業倒産防止共済契約に係る掛金として840,000円を支払っている。
2. 甲は、本年中、甲が契約者（保険料負担者）となっている次の生命保険（共済）の保険料（掛金）を支払っている。なお、いずれも平成23年以前に契約したものであり、個人年金保険契約等に係る保険料（掛金）に該当するものはない。

種 類	支 払 額	配 当 金	保 険 金 受 取 人	契 約 期 間
P 生命 保 険	360,000円	53,000円	甲	終身
Q 生命 保 険	280,000円	19,000円	甲の妻	30年
R 簡 易 保 険	60,000円	—	長男乙の長男	15年
S 簡 易 保 険	60,000円	—	長男乙の二男	15年
T 簡 易 保 険	60,000円	—	長男乙の長女	15年
U 生命 保 険	9,800円	—	甲	30年
計	829,800円	72,000円	—	—

- (注) 1. 各保険（共済）契約とも、被保険者は保険金受取人と同一となっている。
2. U生命保険契約は本年5月に満期となり、満期保険金1,000,000円は積立配当金1,324,000円とともにいつでも支払いを受けることができるが、当面は支払いを受けず、いずれもU生命保険会社に最長10年間の予定で据え置くこととした。なお、同生命保険契約について払い込んだ保険料の額は、上表の9,800円を含めて864,000円である。
3. 甲は、本年4月15日、郷里のV町に現金を100,000円寄附しているが、これは同町が建設を予定しているレジャー施設建設資金の一部としてなされたものである。なお、同レジャー施設建設予定地に甲が所有していた林地が含まれていたことから、同町から同林地の買取りの申込みがあったが、甲は、その林地を同町に寄附した。林地を寄附したのは現金の寄附日と同日の本年4月15日であるが、同日現在の林地の価額は1,200,000円であった。
- (注) 林地は平成5年5月に甲の父から相続により取得したもので、林地の相続税の課税価格の計算上の評価額は300,000円であった。
- なお、甲の父が林地をいつ、いくらで取得したかは不明である。
4. 上記以外の本年分の所得控除額は2,500,000円である。
  5. 甲の本年分の課税標準の合計額は34,117,435円である。

(平成9年度税理士試験出題)

## 問題17 ★ まとめ問題② (シートあり)

過去

- 10分 -

次の資料に基づき、居住者甲の本年分の所得控除額を計算しなさい。

なお、甲の本年分の合計所得金額及び課税標準の合計額は7,258,250円である。

## 【資料Ⅰ】

甲は、本年中に医療に関する支出として、次の支出をしている（いずれもそれぞれの病状に応じて通常必要であると認められるものである。）。

- (1) 母の入院費用 180,000円

なお、母は甲の社会保険の被保険者であり、令和7年1月25日にこの入院費用に係る高額療養費として90,000円が甲に給付されている。

- (2) 甲が本年8月にヨーロッパを旅行した際に、腹痛を起こしたため、現地の病院に2日間入院した。この費用として当該病院に支払った金額は、その支払った時の邦貨に換算すると120,000円である。

- (3) 妻が風邪を引いたため、薬局から風邪薬を購入した費用 1,500円

- (4) 長女が2年前に虫歯の治療を受けた際に、歯科医から長女の歯は不正咬合のため矯正する必要がある旨の診断を受けたことから、歯列矯正に通わせており、本年中にその対価として350,000円を支払っている。

## 【資料Ⅱ】

本年12月31日現在、甲と生計を一にし、かつ、同居している親族及び当該親族の本年中の所得の状況等は、次のとおりである。

- (1) 妻 (50歳)

妻の父が本年10月2日に死亡し、相続人は妻と同人の兄の二人のみであるが相続財産の分割協議がされていない。このため、父が所有していた貸家の家賃収入等は兄が管理しており、本年10月3日から同年12月31日までの間のこの貸家の収支の状況は、次のとおりである。

① 収入金額 1,420,000円

② 必要経費 400,000円

なお、妻は本年分の当該貸家に係る不動産所得については、青色申告の承認申請は行っていない。

- (2) 長男 (22歳)

某大学の学生であり、アルバイトによる給与収入が900,000円ある。

- (3) 長女 (15歳)

某高校に在学中であり、所得はない。



## (4) 甲の母 (83歳)

甲の母は病弱であり、3年ほど前から入退院を繰り返していたが、本年5月頃から衰弱が著しくなり、自宅で寝たきりの状態となったため、妻が中心になって介護をしている状況にある。

## 〔参考資料〕

## 給与所得控除額の抜粋

給与等の収入金額180万円以下の場合

……収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合には55万円）

## 配偶者特別控除額の早見表（抜粋）

	居住者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額			
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円

（平成16年税理士試験改題）



# 解答編



## 問題 1

〔問 1〕

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位: 円)
雑 損 控 除	2,220,000	(1) 損失の金額 (判定) 長男 $1,000,000 - 550,000 = 450,000 \leq 480,000$ ∴ 適用あり $(9,600,000 - 6,980,000) + (400,000 - 300,000)$ $+ 160,000 + 40,000 = 2,920,000$ (2) 足切限度額 $7,000,000 \times 10\% = 700,000$ (3) (1) - (2) = 2,220,000

〔問 2〕

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位: 円)
雑 損 控 除	550,000	(1) 損失の金額 $(8,000,000 - 3,000,000 - 3,000,000) + 0 + 600,000$ $= 2,600,000$ $\begin{array}{l} \text{※1} \quad 2,000,000 < 2,500,000 \quad \therefore 0 \\ \text{※2} \quad 5,600,000 - (8,000,000 - 3,000,000) = 600,000 \end{array}$ (2) 足切限度額 ① $2,600,000 - (600,000 - 50,000) = 2,050,000$ ② $69,000,000 \times 10\% = 6,900,000$ ③ ① < ② ∴ 2,050,000 (3) (1) - (2) = 550,000

## 【解答への道】

## 〔問 1〕

- (1) 雑損控除は、居住者と同一生計親族で課税標準の合計額が48万円以下である者が所有する資産の損失も対象となる。

この場合において、親族が青色事業専従者等であっても、課税標準の合計額が48万円以下であれば対象となることに注意する。

- (2) 後片付け費用は、災害関連支出に該当する。

本問では、災害関連支出が5万円を超えないため、足切限度額の特例はない。

## 〔問 2〕

- (1) 原状回復支出（5,600,000円）のうち、資産損失の基礎価額（8,000,000円－3,000,000円＝5,000,000円）を超える部分の金額は、災害関連支出の額とされる。

なお、災害関連支出が5万円を超えるため、足切限度額の特例がある。

- ① 損失の金額－（災害関連支出の額－5万円）  
② 課税標準の合計額×10%  
③ ①と②のいずれか低い金額

- (2) 損失の額を上回る保険金（保険差益）は、非課税として取扱い、他の資産の損失額から控除しない。

**問題 2**

Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
雑 損 控 除	1,800,000	(1) 損失の金額 (妻の判定) $0 \leq 480,000 \quad \therefore \text{適用あり}$ $(3,000,000 - 1,000,000 - 1,500,000)$ $+ 200,000 + 400,000 + 1,850,000 = 2,950,000$ ※ 災害関連支出 $12,000,000 \times 30\% - (3,000,000 - 1,000,000)$ $= 1,600,000$ $1,600,000 + 250,000 = 1,850,000$ (2) 足切限度額 ① $2,950,000 - (1,850,000 - 50,000) = 1,150,000$ ② $18,000,000 \times 10\% = 1,800,000$ ③ ① < ② $\therefore 1,150,000$ (3) (1) - (2) = 1,800,000

**【解答への道】**

1 宝石は、時価が30万円以下であるため、生活に通常必要な資産に該当し、雑損控除の対象となる。

なお、減価しない資産であるため、取得費相当額（原価）を損失額として認識することはできず、時価により損失額を認識する。

2 原状回復支出とその他の部分の支出に区分することができない場合には、支出額の30%相当額を原状回復支出とし、その他の部分の支出を資本的支出とする。なお、原状回復支出のうち資産損失の基礎価額相当額は資本的支出となり、超える部分の金額が災害関連支出となる。

## 問題 3

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
雑 損 控 除	0	(1) 損失の金額 $160,000 + 240,000 - 10,000 + 40,000 = 430,000$ $\text{※ } 240,000 > 180,000 \quad \therefore 240,000$ (2) 足切限度額 $9,800,000 \times 10\% = 980,000$ (3) $(1) - (2) < 0 \quad \therefore 0$

## 【解答への道】

1. 居住者が海外において盗難等にあった場合でも雑損控除の対象となる。
2. 盗難にあった資産が発見された場合には、盗難時の損失額から発見後の時価を控除した金額が損害額となる。
3. 雪下ろし費用は災害関連支出として雑損控除の対象となる。  
 なお、その金額が5万円を超えるときは、足切限度額の特例を受けられる。



## 問題 4

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
医 療 費 控 除	1,234,000	$(800,000 + 4,000 + 350,000 - 50,000 + 30,000 + 80,000$ $+ 120,000) - 100,000 = 1,234,000$ ※ $5,800,000 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$

## 【解答への道】

1. 急を要するときのタクシー代は、医療費控除の対象となる。
2. 本人の希望により個室に入院した場合の差額ベッド代は、医療費控除の対象とならない。
3. 特に依頼した者に支払った療養上の世話の対価は、医療費控除の対象となる。
4. 予防接種費用は、原則として医療費控除の対象とならない。
5. 甲は、本年4月に医療費を支出した時点で次女と生計を一にしているため、次女に係る医療費は、医療費控除の対象となる。
6. 美容整形のための費用や、ダイエット食品の購入費用は、医療費控除の対象とならない。
7. 里子は、民法上の親族ではないため、その医療費は控除の対象とならない。

## 問題5

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
医療費控除	93,195	<p style="text-align: right;">※</p> <p>(1) <math>(57,000 + 23,830 + 12,365 + 100,000) - 100,000 = 93,195</math></p> <p style="text-align: center;">※ <math>21,350,000 \times 5\% &gt; 100,000 \quad \therefore 100,000</math></p> <p>(2) <math>100,000 - 12,000 = 88,000 \leq 88,000 \quad \therefore 88,000</math></p> <p>(3) <math>(1) &gt; (2) \quad \therefore 93,195</math></p>

## 【解答への道】

その年中に健康保持増進について一定の取り組みを行っている居住者が、特定一般用医薬品等購入費（いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用）を支払った場合には、次の計算式で医療費控除額を計算できる。

本問では、甲がインフルエンザ予防接種を行っているため、一定の取り組みを行っていることになる。

- (1) その年中の医療費の額 － 10万円と課税標準の合計額×5%のいずれか小さい金額  
 ※ 200万円が限度とされる。
- (2) その年中の特定一般用医薬品等購入費 － 12,000円  
 ※ 88,000円が限度とされる。
- (3) いずれか大きい金額

なお、医師に対する謝礼、インフルエンザ予防接種代、タレントになるための歯列矯正代、健康増進のために購入した漢方薬は、控除の対象とならない。

## 問題 6

## 〔問 1〕

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
社会保険料控除	548,000	$168,000 + 356,000 + 24,000 = 548,000$
小規模企業共済等掛金控除	211,000	$75,000 + 136,000 = 211,000$

## 〔問 2〕

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
社会保険料控除	378,420	$\begin{aligned} & ※ \\ & 77,380 + 123,400 + 177,640 = 378,420 \\ & ※ \quad 355,280 \times \frac{12}{24} = 177,640 \end{aligned}$

## 【解答への道】

## 〔問 1〕

- (1) 前納した社会保険料のうち、前納期間が2年以内であるもの等については、その全額を控除の対象とすることができる。(基通74・75-2)
- (2) 年金などから特別徴収された社会保険料は、その特別徴収された者の控除の対象となることに注意する。

## 〔問 2〕

- (1) 甲が老齢年金の支払を受ける際に控除される社会保険料は、甲の社会保険料控除の対象となる。
- (2) 国民年金保険料は、令和5年において2年分を前納していることから本年における支払額はゼロとなるが、各年において分割控除する旨の指示があるため、按分した金額を本年の控除対象額とする。

## 問題 7

〔問 1〕

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
生命保険料控除	120,000	(1) 一般分 ① 旧契約 $37,500 + (54,000 - 50,000) \times \frac{1}{4} = 38,500$ ② 新契約 $17,000 \leq 20,000 \quad \therefore 17,000$ ③ ①+②=55,500 > 40,000 $\therefore 40,000$ (2) 介護医療分 $30,000 + (78,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 39,500$ (3) 個人年金分 $110,000 > 100,000 \quad \therefore 50,000$ (4) (1) + (2) + (3) = 129,500 > 120,000 $\therefore 120,000$

〔問 2〕

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
生命保険料控除	90,000	(1) 一般分 旧保険料のみで計算する方が有利 $110,000 > 100,000 \quad \therefore 50,000$ (2) 介護医療分 $81,000 > 80,000 \quad \therefore 40,000$ (3) (1) + (2) = 90,000

## 【解答への道】

- 1 平成23年以前に契約している保険料については、一般分と個人年金分とに区分して、次の控除額により計算する。

支払った生命保険料	控除額
25,000円以下	全額
25,000円超 50,000円以下	$25,000円 + (\text{支払保険料} - 25,000円) \times \frac{1}{2}$
50,000円超 100,000円以下	$37,500円 + (\text{支払保険料} - 50,000円) \times \frac{1}{4}$
100,000円超	50,000円

- 2 一般分の保険料について、本年中に新契約に係るものと旧契約に係るものの両方を支出している場合には、次のいずれか有利な方法により計算する。(個人年金分も同様)
- (1) 新契約のみで控除額を計算する。(旧契約の保険料は考慮しない。) → 40,000円限度
  - (2) 旧契約のみで控除額を計算する。(新契約の保険料は考慮しない。) → 50,000円限度
  - (3) (1)の控除額と(2)の控除額を合計する。 → 40,000円限度
- 3 一般分、介護医療分、個人年金分の控除額の合計が120,000円を超えるときは120,000円が限度となる。

## 問題 8

〔問 1〕

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
生命保険料控除	120,000	(1) 一般分 $78,000 + 4,000 = 82,000$ $37,500 + (82,000 - 50,000) \times \frac{1}{4} = 45,500$ (2) 介護医療分 $84,000 > 80,000 \quad \therefore 40,000$ (3) 個人年金分 $103,000 - 8,000 = 95,000 > 80,000 \quad \therefore 40,000$ (4) (1) + (2) + (3) = 125,500 > 120,000 $\therefore 120,000$

〔問 2〕

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
生命保険料控除	40,000	(1) 新一般 $171,000 \times \frac{2}{12} + 23,000 = 51,500$ $30,000 + (51,500 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 32,875$ (2) 旧一般 $25,000 + (30,000 - 25,000) \times \frac{1}{2} = 27,500$ (3) (1) + (2) = 60,375 > 40,000 $\therefore 40,000$

## 【解答への道】

## 〔問1〕

- (1) A生命保険契約は受取人を別生計の長女とするものであるが、生命保険料控除は受取人のすべてが親族であればよいため、生命保険料控除の対象となる。

また、A契約については振替貸付に係る保険料があるが、その年中に振替貸付により保険料の払込みに充当した金額は、その年において支払った金額とする。

したがって、振替貸付分に係る保険料も本年分の対象となる。

- (2) 保険料の計算をする際に、剰余金の分配等がある場合には、その金額を控除した金額が支払った保険料とされる。

## 〔問2〕

## (1) 前納保険料

前納した生命保険料は、次の算式により計算した金額を、その年において支払った金額とする。

$$\frac{\text{前納保険料等の総額}}{\text{(前納割引後の金額)}} \times \frac{\text{その年中の支払期日の回数}}{\text{支払期日の総回数}}$$

## (2) 確定給付企業年金契約に係る掛金

確定給付企業年金契約に係る自己負担分の掛金は、生命保険料控除（一般分）の対象となる。

## 問題 9

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
生命保険料控除	98,500	(1) 一般 $30,000 + (70,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 37,500$ (2) 介護医療 $20,000 + (22,000 - 20,000) \times \frac{1}{2} = 21,000$ (3) 個人年金 $108,000 - 22,000 = 86,000 > 80,000 \quad \therefore 40,000$ (4) (1) + (2) + (3) = 98,500
地震保険料控除	16,000	$16,000 \leq 50,000 \quad \therefore 16,000$

## 【解答への道】

## 1. 入院特約

入院特約に係る保険料は、介護医療の区分で生命保険料控除の対象となる。

## 2. 使用者負担の生命保険料

使用者負担の生命保険料で給与課税されたものは、生命保険料控除の対象となる(基通76-4)。



## 問題10

〔問1〕

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
寄 附 金 控 除	4,158,000	※ $4,160,000 - 2,000 = 4,158,000$ ※ $200,000 + 3,750,000 + 300,000 = 4,250,000$ $> 10,400,000 \times 40\% = 4,160,000$ $\therefore 4,160,000$

## 【解答への道】

1. 国等に対して譲渡所得の基因となる資産を贈与した場合には、取得費相当額が寄附金控除の対象となる。
2. 入学に関する寄附は、特定寄付金に該当しない。
3. 特定新規株式を払込みにより取得した場合には、その株式の取得価額について、寄附金控除の適用を受けることができる。

なお、この場合には、取得価額800万円を限度として適用を受けることになる。

〔問2〕

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
寄 附 金 控 除	698,000	※ $700,000 - 2,000 = 698,000$ ※ $10,000,000 \times 5\% + 200,000 = 700,000$ $\leq 3,000,000 \times 40\% = 1,200,000 \quad \therefore 700,000$

## 【解答への道】

国等に対して譲渡所得の基因となる資産を贈与した場合には、取得費相当額と譲渡費用の合計額が寄附金控除の対象となる。

なお、取得費相当額については、5%基準を適用して計算することができる。

## 問題11

	寡婦又はひとり親に該当するかどうかの判定	控除額
(1)	甲は、一定の要件を満たす子を有していないため、ひとり親に該当しない。 なお、合計所得金額が500万円以下で、扶養親族を有し、かつ、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないため、寡婦に該当する。	270,000円
(2)	乙は、合計所得金額が500万円以下で、一定の要件を満たす子を有し、かつ、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないため、ひとり親に該当する。	350,000円
(3)	丙は、一定の要件を満たす子を有していないため、ひとり親に該当しない。 また、男性であるため、寡婦にも該当しない。	0円

## 【解答への道】

## 1 寡婦控除

自己が寡婦に該当する場合には27万円の控除が受けられる。

なお、寡婦とは、次の者で、ひとり親に該当しないものをいう。

- (1) 夫と離婚後婚姻をしていない者のうち、次の要件を満たすもの
- ① 扶養親族を有すること
  - ② 合計所得金額が500万円以下であること
  - ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと
- (2) 夫と死別後婚姻をしていない者等のうち、上記(1)②及び③の要件を満たすもの

## 2 ひとり親控除

自己がひとり親に該当する場合には35万円の控除が受けられる。

なお、ひとり親とは、現に婚姻をしていない者等で、次の要件を満たす者をいう。

- ① 生計を一にする課税標準の合計額が48万円以下の子を有すること
- ② 合計所得金額が500万円以下であること
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと

## 3 判定上の注意点

- (1) 一定の要件を満たす子を有する場合にはひとり親控除を、その他の扶養親族を有する場合には寡婦控除を検討する。
- (2) 寡婦控除は、女性のみ適用される。ひとり親控除は、性別に関係なく適用される。
- (3) 寡婦控除は、一度婚姻をしていた者でなければならない。ひとり親控除は、未婚の者でも適用される。

## 問題12

(単位：円)

	配偶者控除額	配偶者特別控除額	障害者控除額
配偶者A	$430,000 \leq 480,000$ ∴ 380,000	適用なし	270,000
配偶者B	$50,000 \leq 480,000$ ∴ 130,000	適用なし	270,000
配偶者C	適用なし	適用なし	270,000
配偶者D	適用なし	$480,000 < 870,000 \leq 950,000$ ∴ 260,000	適用なし
配偶者E	適用なし	$1,150,000 < 1,180,000 \leq 1,200,000$ ∴ 160,000	適用なし

## 【解答への道】

- 配偶者控除は居住者が控除対象配偶者を有する場合に適用がある。  
控除対象配偶者とは、居住者と同一生計で、配偶者の合計所得金額が48万円以下、かつ、居住者の合計所得金額が1,000万円以下である配偶者をいう。  
したがって、配偶者A、Bは控除対象配偶者となり、配偶者控除の適用がある。
- 配偶者控除及び配偶者特別控除は、居住者の合計所得金額が1,000万円超の場合には適用できないが、障害者控除は適用できる。  
したがって、配偶者の合計所得金額が48万円以下であれば、居住者の合計所得金額に関係なく障害者控除を適用できる。
- 配偶者の合計所得金額が48万円超の場合には、配偶者控除及び障害者控除のいずれも適用できないが、133万円以下までであれば、配偶者特別控除の適用がある。

**問題13**

Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配偶者控除	0	適用なし
配偶者特別控除	260,000	$480,000 < 850,000 \leq 950,000 \quad \therefore 260,000$
扶 養 控 除	1,490,000	長男 $950,000 - 550,000 = 400,000 \leq 480,000$ $\therefore$ 一般 次男 $800,000 \times \frac{1}{2} = 400,000 \leq 480,000$ $\therefore$ 特定 里子 16歳未満 $\therefore$ 非該当 父 所得なし $\therefore$ 老人 $380,000 + 630,000 + 480,000 = 1,490,000$

【解答への道】

- 控除対象配偶者や扶養親族は親族の合計所得金額が48万円以下であることが要件とされる。  
合計所得金額は、損失の繰越控除前の金額であるため、本問における妻は控除対象配偶者には該当しない。
- 給与収入は、給与所得控除額を控除する前の金額であり、給与所得の金額は給与所得控除額を控除した後の金額である。
- 一時所得は、課税標準において2分の1されることに注意する。
- 里子は、扶養親族には該当するが、年齢が16歳未満であるため、扶養控除の適用はない。
- 父は、年齢が70歳以上であるため、老人扶養親族に該当する。  
なお、同居していないため、同居老親等には該当しない。
- 扶養控除額は、年齢によって控除額が異なることとなる。

年 齢	種 類	控除額
16歳～18歳	一般扶養親族	38万円
19歳～22歳	特定扶養親族	63万円
23歳～69歳	一般扶養親族	38万円
70歳～	老人扶養親族 (同居老親等)	48万円 (58万円)

## 問題14

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
配 偶 者 控 除	130,000	申告不要のため合計所得金額ゼロ ∴ 130,000
配偶者特別控除	0	適用なし
扶 養 控 除	1,340,000	長男 非居住者の国外源泉所得は課税対象外のため、 合計所得金額ゼロ、かつ、30歳未満 ∴ 380,000 次男 青色事業専従者のため非該当 長女 16歳未満のため非該当 父 所得なし ∴ 580,000 母 30歳以上70歳未満の非居住者だが、仕送り額380,000 円以上 ∴ 380,000 $380,000 + 580,000 + 380,000 = 1,340,000$
障 害 者 控 除	1,020,000	$270,000 + 750,000 = 1,020,000$
基 礎 控 除	480,000	$9,800,000 \leq 24,000,000$ ∴ 480,000
合 計	2,970,000	

## 【解答への道】

- 申告不要や源泉分離課税の対象となった所得は、合計所得金額を構成しない。
- 青色事業専従者で給与の支払いを受けたものは、扶養親族には該当しない。
- 障害者控除は、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合に適用がある。  
したがって、扶養控除の対象とならない長女も障害者控除の適用は受けられる。  
控除対象扶養親族（居住者：16歳以上） ⇨ 扶養控除の要件  
扶養親族（年齢関係なし） ⇨ 障害者控除の要件
- 非居住者が控除対象扶養親族となるためには、次のいずれかに該当する必要がある。
  - 年齢が16歳以上30歳未満、又は70歳以上であること
  - 留学していること
  - 障害者であること
  - その年の甲からの仕送りが38万円以上であること

長男は、上記(1)に該当し、妻の母は上記(4)に該当するため、いずれも扶養控除の対象となる。

## 問題15

## Ⅲ 所得控除額

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
障 害 者 控 除	400,000	甲
配 偶 者 控 除	380,000	$0 \leq 480,000 \quad \therefore 380,000$
配偶者特別控除	0	適用なし
扶 養 控 除	380,000	父 $0 \leq 480,000 \quad \therefore$ 一般
基 礎 控 除	480,000	$4,500,000 \leq 24,000,000 \quad \therefore 480,000$
合 計	1,640,000	

## 【解答への道】

1. 居住者が特別障害者である場合には、同居特別障害者には該当しないため、控除額は40万円となる。
2. 配偶者が年の中途に死亡し、同一年に再婚した場合には、死亡した配偶者又は再婚した配偶者のいずれかひとりを控除の対象とする。  
本問では、配偶者Bの合計所得金額が100万円（配偶者特別控除額36万円）であることから、配偶者Aについて配偶者控除（控除額38万円）を適用した方が有利となる。
3. 父は年の中途で死亡しているため、死亡時の現況により判定することとなり、死亡時の年齢が69歳であることから一般の扶養親族に該当する。

## 問題16

## Ⅲ 所得控除額

控除の種類	控除額	計 算 過 程 (単位：円)
生命保険料控除	50,000	$829,800 - 72,000 = 757,800 > 100,000 \quad \therefore 50,000$
寄附金控除	158,000	$100,000 + 1,200,000 \times 5\% = 160,000 \leq 34,117,435 \times 40\%$ $\therefore 160,000$ $160,000 - 2,000 = 158,000$
その他の所得控除	2,500,000	
合 計	2,708,000	

## 【解答への道】

1. 中小企業倒産防止共済の掛金は事業所得の必要経費に算入される。(措法28)
2. U生命保険に係る満期保険金等は支払いを受けていないが、満期日は到来しているため本年  
に一時所得で課税されることに留意する。
3. V町に対する寄附は寄附金控除の対象となるが、林地（土地）についてはその取得費相当額  
(不明のため、時価の5%相当額)を特定寄附金の額として計算をすることに留意する。(法  
78、措法40)

問題17

Ⅲ 所得控除

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
医 療 費 控 除	<u>461,500</u>	(1) 医療費控除 $(180,000 - 90,000) + 120,000 + 1,500 + 350,000$
障 害 者 控 除	<u>750,000</u>	※ $-100,000 = 461,500$ ※ $7,258,250 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$
扶 養 控 除	<u>1,210,000</u>	(2) 障害者控除 甲の母 同居特別障害者 (3) 扶養控除 (合計 1,210,000)
配 偶 者 控 除	<u>0</u>	① 長男 $900,000 - 550,000 = 350,000 \leq 480,000$ $\therefore$ 特定 630,000
配 偶 者 特 別 控 除	<u>380,000</u>	② 長女 年齢16歳未満 $\therefore$ 非該当 ③ 甲の母 無収入 $\therefore$ 同老 580,000
基 礎 控 除	<u>480,000</u>	(4) 配偶者控除 $1,420,000 \times \frac{1}{2} - 400,000 \times \frac{1}{2}$ $= 510,000 > 480,000 \quad \therefore$ 非該当
		(5) 配偶者特別控除 $480,000 < 510,000 \leq 950,000 \quad \therefore 380,000$
		(6) 基礎控除 $7,258,250 \leq 24,000,000 \quad \therefore 480,000$



**【解答への道】****1. 医療費控除**

母の入院費用に係る高額療養費は、医療費を補てんするためのものであり、かつ、確定申告期限までにその金額が確定しているため、医療費の額から控除する。

なお、ヨーロッパ旅行の際に支払った金額は、海外で支出したものであるが、医療費控除の対象となる。また、歯の矯正費用も、歯科医の診断に基づき必要なものであるため、医療費控除の対象となる。

**2. 人的控除**

(1) 分割協議中の相続財産（貸家）に係る収入は、相続割合に応じてそれぞれの相続人の収入（所得）とされる。

したがって、妻の合計所得金額は48万円超となるため、配偶者特別控除の適用を受ける。

(2) 長女は、合計所得金額が48万円以下であるが、年齢が16歳未満のため控除対象扶養親族に該当せず、扶養控除の適用はない。

(3) 甲の母は、同居老親等に該当する。

また、本年5月から自宅で寝たきりの状態（常に就床を要し複雑な介護を要する者）であるため、特別障害者に該当し、同居特別障害者として障害者控除額は75万円となる。



# 理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ  
テーマ 6-1~6-7



## テーマ 6

# 所得控除

- 6-1 所得控除の内容
- 6-2 雑損控除
  - 6-2-1 雑損失の金額
  - 6-2-2 災害減免法による所得税の減免
  - 6-2-3 居住者の有する資産が災害により損失を受けた場合
- 6-3 医療費控除
- 6-4 寄附金控除
- 6-5 配偶者控除
- 6-6 配偶者特別控除
- 6-7 扶養控除
  - 6-7-1 基礎控除

## 6-1 所得控除の内容

[ランクA]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

### 1 雑損控除 (法72)

重要度○

居住者又はその者と生計を一にする親族でその年分の課税標準の合計額が48万円以下であるものの有する資産（一定のものを除く。）について、災害、盗難又は横領による損失が生じた場合（災害等関連支出をした場合を含む。）には、次の控除額を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

#### 【控除額】

- (1) 損失の金額の合計額
- (2) 足切限度額（原則として課税標準の合計額の10%相当額）
- (3) (1)－(2)＝控除額

### 2 医療費控除 (法73)

重要度○

居住者が、自己又は自己と生計を一にする親族に係る医療費を支払った場合には、次の控除額を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

#### 【控除額】

- (1) 医療費の金額の合計額
- (2) 足切限度額（課税標準の合計額の5%相当額と10万円のいずれか低い金額）
- (3) (1)－(2)＝控除額（200万円を限度）

なお、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の特例がある（選択適用）。

### 3 社会保険料控除 (法74)

重要度○

居住者が、自己又は自己と生計を一にする親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合には、その支払った金額又はその控除される金額を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

### 4 小規模企業共済等掛金控除 (法75)

重要度○

居住者が、次の掛金を支払った場合には、その支払った金額を、その者のその年分の課税標準から控除する。

- (1) 小規模企業共済の掛金
- (2) 確定拠出年金の掛金
- (3) 心身障害者扶養共済の掛金

## 5 生命保険料控除 (法76)

重要度○

居住者が、次の生命保険料等を支払った場合には、その支払った金額を次の3つに区分し、一定の金額（それぞれ4万円を限度とし、最高で12万円）を、その者のその年分の課税標準から控除する。

- (1) 一般生命保険料 (2)、(3)以外のもの
- (2) 介護医療保険料
- (3) 個人年金保険料

## 6 地震保険料控除 (法77)

重要度○

居住者が、自己又は自己と生計を一にする親族の有する生活用資産を保険目的とする地震保険料を支払った場合には、その支払った金額（5万円を限度とする。）を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

## 7 寄附金控除 (法78)

重要度○

居住者が、特定寄附金を支払った場合には、次の控除額を、その者のその年分の課税標準から控除する。

### 〔控除額〕

- (1) 特定寄附金の額の合計額（課税標準の合計額の40%相当額を限度）
- (2) 足切限度額（2千円）
- (3) (1)－(2)＝控除額

## 8 障害者控除 (法79)

重要度○

- (1) 居住者が障害者である場合又は居住者の同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合には、障害者1人につき27万円（同居特別障害者は75万円、その他の特別障害者は40万円）を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。
- (2) 障害者とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者、その他の精神又は身体に障害がある者で一定のものをいう。
- (3) 特別障害者とは、障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある者で一定のものをいう。
- (4) 同居特別障害者とは、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、居住者又はその居住者の配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

9 寡婦控除 (法80)

重要度○

- (1) 居住者が寡婦である場合には、27万円を、その者のその年分の課税標準から控除する。
- (2) 寡婦とは、次の者でひとり親に該当しないものをいう。
  - ① 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次の要件を満たすもの
    - イ 扶養親族を有すること
    - ロ 合計所得金額が500万円以下であること
    - ハ 事実上婚姻関係にあると認められる者がいないこと
  - ② 夫と死別した後婚姻をしていない者等のうち、①ロ及びハの要件を満たすもの

10 ひとり親控除 (法81)

重要度○

- (1) 居住者がひとり親である場合には、35万円を、その者のその年分の課税標準から控除する。
- (2) ひとり親とは、現に婚姻をしていない者等のうち次の要件を満たすものをいう。
  - ① 生計を一にする課税標準の合計額が48万円以下の子を有すること
  - ② 合計所得金額が500万円以下であること
  - ③ 事実上婚姻関係にあると認められる者がいないこと

11 勤労学生控除 (法82)

重要度○

- (1) 居住者が勤労学生である場合には、27万円を、その者のその年分の課税標準から控除する。
- (2) 勤労学生とは、学校の学生等で給与所得等を有するもののうち、合計所得金額が75万円以下等の要件を満たすものをいう。

12 配偶者控除 (法83)

重要度○

- (1) 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、最大で38万円（老人控除対象配偶者は48万円）を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。
- (2) 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいう。
- (3) 同一生計配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。
- (4) 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。



### 13 配偶者特別控除（法83の2）

重要度○

- (1) 居住者が生計を一にする合計所得金額が48万円超133万円以下である配偶者（青色事業専従者等を除く。）を有する場合（居住者の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限る。）には、一定の金額（38万円から1万円）を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。
- (2) この規定は、その配偶者が居住者としてこの規定の適用を受けているなどの場合には適用しない。

### 14 扶養控除（法84）

重要度○

- (1) 居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、控除対象扶養親族1人につき38万円（特定扶養親族は63万円、同居老親等は58万円、その他の老人扶養親族は48万円）を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。
- (2) 扶養親族とは、居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに里子及び養護受託老人でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。
- (3) 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、居住者で年齢16歳以上のもの及び非居住者で一定のものをいう。
- (4) 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。
- (5) 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。
- (6) 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、居住者又はその居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、その居住者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

### 15 基礎控除（法86）

重要度○

合計所得金額が2,500万円以下である居住者は、最大48万円を、その者のその年分の課税標準から控除する。



● 所得控除の趣旨

個人は法人と異なり、生産面のみならず消費面との二面性を有している。

所得控除は、生産面である所得計算では考慮されない消費面での担税力の減殺を考慮しようとするものである。

	趣 旨	種 類
物的 控除	異常な損失や支出によって減殺される 担税力の考慮	雑損控除 医療費控除
	社会政策上の要請	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寄附金控除
人的 控除	弱者救済の観点	障害者控除 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除
	最低生活費の考慮など	配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除 基礎控除



**参 考**

● 課税標準の合計額が関係する所得控除

(1) 本人

- ① 雑損控除
- ② 医療費控除
- ③ 寄附金控除

(2) 親族

- ① 雑損控除
- ② ひとり親控除

● 同一生計親族の事情を考慮している所得控除

- 1. 雑損控除 (法72)
  - 2. 医療費控除 (法73)
  - 3. 社会保険料控除 (法74)
  - 4. 地震保険料控除 (法77) (小規模・生命・寄附金以外の物的)
- 
- 5. 障害者控除 (法79)
  - 6. 寡婦控除 (法80)
  - 7. ひとり親控除 (法81)
  - 8. 配偶者控除 (法83)
  - 9. 配偶者特別控除 (法83の2)
  - 10. 扶養控除 (法84) (勤労・基礎以外の人的)

● 所得税法に規定する合計所得金額が影響する所得控除

- 1. 寡婦控除 (法80) ..... 本人と親族 (離婚等の場合)
- 2. ひとり親控除 (法81) ..... 本人 (親族(子)の要件は、課税標準の合計額)
- 3. 勤労学生控除 (法82) ..... 本人
- 4. 配偶者控除 (法83) ..... 本人と親族
- 5. 配偶者特別控除 (法83の2) ... 本人と親族
- 6. 扶養控除 (法84) ..... 親族
- 7. 障害者控除 (法79) ..... 親族
- 8. 基礎控除 (法86) ..... 本人

**6-2**

**雑損控除**

[ランクA]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

**■趣 旨■**

この規定は、災害等により損害を受けたことによる担税力の減殺を考慮して設けられている。

**1 内 容 (法72)**

**重要度◎**

居住者又はその者と生計を一にする親族でその年分の課税標準の合計額が48万円以下であるものの有する資産（下記(1)に掲げるものを除く。）について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合（その災害等に関連してやむを得ない支出をした場合を含む。）において、その年におけるその損失の金額の合計額が足切限度額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「雑損失の金額」という。）を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

**(1) 対象とならない資産**

- ① 生活に通常必要でない資産
- ② 棚卸資産
- ③ 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産及び繰延資産
- ④ 山 林

**(2) 損失の金額**

損失の金額は、直前の資産の価額（使用又は期間の経過により減価する資産は、取得費相当額によることができる。）を基礎として計算し、上記のやむを得ない支出をした金額を含み、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。

**(3) 足切限度額**

- ① 原 則
  - … 課税標準の合計額の10%相当額
- ② 災害関連支出の金額が5万円を超える場合
  - … 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち5万円を超える部分の金額を控除した金額と①の金額とのいずれか低い金額
- ③ 損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合
  - … 5万円と①の金額とのいずれか低い金額

## 2 控除の順序 (法87)

重要度○

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 雑損控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

## 3 手続 (法120③)

重要度○

雑損控除額の記載のある確定申告書を提出する場合には、控除額の計算の基礎となる金額その他一定の事項を証する書類を確定申告書に添付等しなければならない。

## 4 雑損失の繰越控除 (法71、71の2)

重要度○

その年に生じた雑損失の金額のうちその年分の課税標準から控除しきれない部分の金額は、申告を要件に、その年の翌年以後3年間（特定非常災害により生じた金額は5年間）にわたって繰越し、課税標準の計算上控除する。

## 5 災害減免法との関係 (災免法2)

重要度◎

災害により、居住者又は上記1の親族の所有する住宅又は家財に甚大な被害を受け、かつ、その年分の災害減免法に規定する合計所得金額が1,000万円以下である居住者については、雑損控除に代えて、災害減免法により所得税の軽減又は免除を受けることができる。

## 6-2-1 雑損失の金額

---

### 1 意義（一部省略型）

雑損失の金額とは、居住者又はその者と生計を一にする親族でその年分の課税標準の合計額が48万円以下であるものの有する資産（下記に掲げるものを除く。）について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合において、その年におけるその損失の金額（原則として直前の資産の価額を基礎として計算し、災害等に関連する支出の金額を含み、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）の合計額が足切限度額（原則として課税標準の合計額の10%相当額）を超えるときのその超える部分の金額をいう。

#### [対象とならない資産]

- ① 生活に通常必要でない資産
- ② 棚卸資産
- ③ 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産及び繰延資産
- ④ 山林

### 2 雑損控除

#### (1) 内容

雑損失の金額は、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

#### (2) 控除の順序

- ① 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- ② 雑損控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

#### (3) 手続

雑損控除額の記載のある確定申告書を提出する場合には、控除額の計算の基礎となる金額その他一定の事項を証する書類を確定申告書に添付等しなければならない。

### 3 雑損失の繰越控除

#### (1) 内容

確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前3年内（特定雑損失金額は5年内。以下同じ。）の各年において生じた雑損失の金額（雑損控除又はこの規定により前年以前に控除されたものを除く。）がある場合には、その申告書に係る年分の課税標準の計算上控除する。

#### (2) 控除の順序

- ① 前年以前3年内の2以上の年において生じた雑損失の金額は、最も古い年に生じたものから順次控除する。
- ② 前年以前3年内の一の年において生じた雑損失の金額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額の計算上順次控除する。
- ③ 前年以前3年内の一の年において生じた他の繰越控除の対象となる損失の金額及び雑損失の金額がある場合には、まず、他の繰越控除の対象となる損失の金額を控除する。
- ④ 上記の場合において、特定雑損失金額とそれ以外の損失の金額があるときは、残りの控除年数が短いものから順次控除する。

#### (3) 申告要件

この規定は、雑損失の金額発生年分の所得税につき確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り適用する。

## 6-2-2 災害減免法による所得税の減免（災免法2）

---

### 1 内容

次の(1)及び(2)の全てを満たす場合には、雑損控除に代えて、災害減免法により所得税額を軽減又は免除する。

- (1) 居住者又はその者と生計を一にする親族でその年分の課税標準の合計額が48万円以下であるものの所有する住宅又は家財について、災害による甚大な被害を受けた場合
- (2) 損失発生年分の災害減免法に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるとき

(注) 災害減免法に規定する合計所得金額とは、課税標準の合計額から措置法の特別控除額を控除した金額をいう。

### 2 取扱い

措置法の税額控除後の税額から、合計所得金額に応じた次の金額を控除する。

- (1) 500万円以下の場合 …………… 所得税額の全部
- (2) 500万円超 750万円以下の場合 …… 所得税額の50%相当額
- (3) 750万円超 1,000万円以下の場合 … 所得税額の25%相当額

### 3 申告要件

この規定は、確定申告書等に、一定の事項の記載がある場合に限り適用する。



 参 考

● 災害による損失が生じた場合の取扱い

災害の意義を説明し、雑損失の繰越控除のほか、損益通算、純損失の繰越控除、純損失の繰戻し還付など、延長線上の取扱いまで解答する。

なお、確定申告における取扱いが問われた場合には、下記6及び7は解答する必要はない。

1 災害の意義（法2①二十七）

災害とは、震災その他の自然現象の異変による災害及び火災その他の人為による異常な災害並びに害虫その他の生物による異常な災害をいう。

2 必要経費算入（法51等）

- (1) 棚卸資産
- (2) 事業用固定資産等
- (3) 山林
- (4) 業務用資産等

- (5) 損益通算（法69）
- (6) 純損失の繰越控除（法70等）
- (7) 純損失の繰戻し還付（法140）

3 譲渡所得の金額の計算上控除（法62）

生活に通常必要でない資産

4 雑損控除（法72）

- (1) 内容
- (2) 雑損失の繰越控除（法71等）

延長線上の取扱い

5 災免法による減免（災免法2）

6 災免法による予定納税額の減額承認申請（災免法3①）

7 災免法による源泉徴収税額の徴収猶予等（災免法3②）

## 6-2-3 居住者の有する資産が災害により損失を受けた場合

---

### 1 災害の意義（法2①二十七）

災害とは、震災その他の自然現象の異変による災害及び火災その他の人為による異常な災害並びに害虫その他の生物による異常な災害をいう。

### 2 必要経費算入

#### (1) 棚卸資産（法47）

棚卸資産について災害により生じた損失の金額は、その損失発生年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

#### (2) 事業用固定資産等（法51①）

居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産及び繰延資産について災害により生じた損失の金額（直前の未償却残額を基礎として計算し、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）は、その者のその損失発生年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

#### (3) 山林（法51③）

災害により居住者の有する山林について生じた損失の金額（植林費等、育成費用の額の合計額を基礎として計算し、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）は、その者のその損失発生年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

#### (4) 業務用資産等（法51④）

居住者の不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産（山林及び生活に通常必要でない資産を除く。）について災害により生じた損失の金額（直前の未償却残額を基礎として計算し、保険金等により補てんされる部分の金額及び上記②又は下記4に規定するものを除く。）は、それぞれその者のその損失発生年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額（この規定適用前の金額）を限度として、その年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

#### (5) 災害関連支出（法37）

居住者が支出した上記資産に係る災害関連支出の金額は、その支出年分の上記所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

**(6) 損益通算 (法69)**

- ① 災害損失額（災害関連支出の金額を含む。）を必要経費に算入したことにより、不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上損失の金額が生じた場合には、その損失の金額は、一定の順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。
- ② 損益通算をする場合において、損失の金額のうちに変動所得の損失の金額、被災事業用資産の損失の金額又はその他の損失の金額の2以上があるときは、まず、その他の損失の金額を控除し、次に被災事業用資産の損失の金額及び変動所得の損失の金額を順次控除する。

**(7) 純損失の繰越控除 (法70、70の2)**

- ① 損益通算の対象となる損失の金額のうち、損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額を純損失の金額という。
- ② 純損失の金額が青色申告書を提出した年に生じたものであるときは、申告を要件に、翌年以後3年間（一定のものは5年間）の繰越控除の適用がある。
- ③ 純損失の金額が、青色申告書以外の申告書を提出した年に生じたものであるときは、その純損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額について、申告を要件に、翌年以後3年間（一定のものは5年間）の繰越控除の適用がある。

**(8) 純損失の繰戻し還付 (法140)**

青色申告者は、その災害損失額を含めた純損失の金額については、一定の手続を要件として、前年分の課税所得金額に繰戻して所得税の還付の適用を受けることができる。

**3 譲渡所得の金額の計算上控除 (法62)**

居住者が、災害により、生活に通常必要でない資産について生じた損失の金額（取得費相当額を基礎として計算し、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）は、その者のその損失発生年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす。

## テーマ6 所得控除

### 4 雑損控除

#### (1) 内容 (法72)

居住者の有する資産（上記2(1)から(3)及び3に規定する資産を除く。）について災害による損失が生じた場合において、その年におけるその損失の金額の合計額（原則として直前の価額を基礎として計算し、災害関連支出の金額を含み、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）が足切限度額（原則として課税標準の合計額の10%相当額）を超えるときは、その超える部分の金額（雑損失の金額）を、その者のその年分の課税標準から控除する。

#### (2) 雑損失の繰越控除 (法71、71の2)

雑損失の金額のうち損失発生年分の課税標準から控除しきれない部分の金額は、申告を要件に、翌年以後3年間（一定のものは5年間）にわたって繰越し、課税標準の計算上控除する。

### 5 災免法による減免 (災免法2)

災害により、居住者の所有する住宅又は家財に甚大な被害を受け、災害減免法に規定する合計所得金額が1,000万円以下である居住者は、雑損控除に代えて、災害減免法により次の所得税の軽減又は免除を受けることができる。

措置法の税額控除後の税額から、合計所得金額に応じた次の金額を控除する。

- (1) 500万円以下の場合 …………… 所得税額の全部
- (2) 500万円超 750万円以下の場合 …… 所得税額の50%相当額
- (3) 750万円超 1,000万円以下の場合 … 所得税額の25%相当額

### 6 予定納税額の減額承認申請

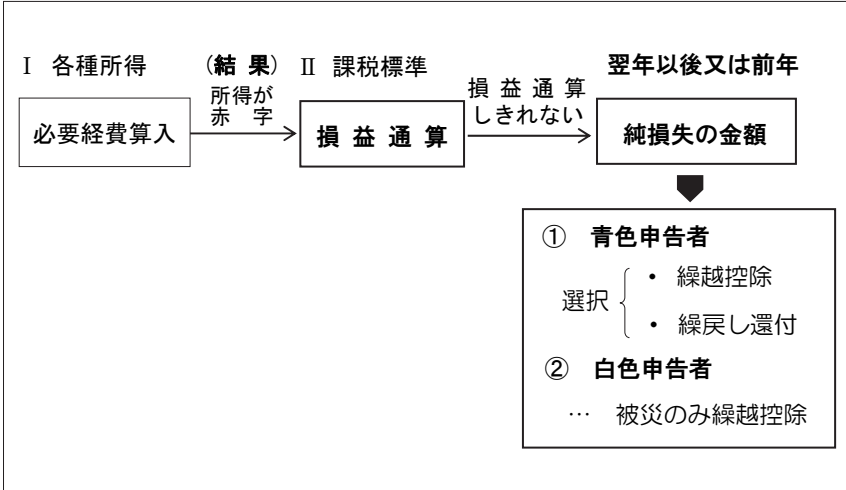
予定納税額を納付すべき者は、その年7月1日以後に災害により住宅又は家財に甚大な被害を受け、災害減免法に規定する合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、同法の規定を適用して計算した所得税の見積額が予定納税基準額に満たないときは、その災害のあった日から2月以内に、災害減免法による予定納税額の減額承認申請をすることができる。

### 7 源泉徴収税額の徴収猶予等

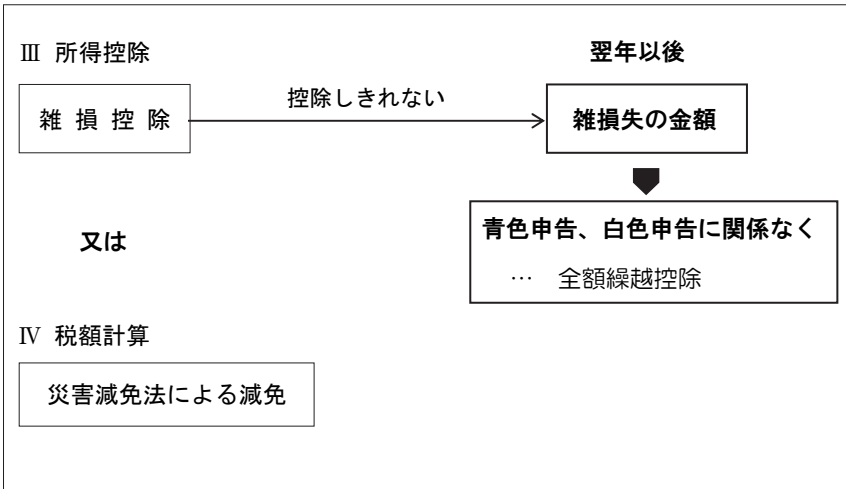
給与等、公的年金等、報酬、料金の支払いを受ける者で、災害により住宅又は家財に甚大な被害を受け、かつ、その年分の災害減免法に規定する合計所得金額の見積額が1,000万円以下であるものについては、災害減免法による源泉徴収の猶予又は源泉徴収税額の還付を受けることができる。

解答への道 損失が生じた場合の取扱いが問われた場合

1 事業用固定資産など



2 住宅など



**6-3**

**医療費控除**

[ランクA]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

**■趣 旨■**

この規定は、多額の医療費を支出した場合における担税力の減殺を考慮して設けられている。

**1 原 則 (法73)**

**重要度◎**

**(1) 内 容**

居住者が、自己又は自己と生計を一にする親族に係る医療費を支払った場合には、次の控除額を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

**〔控除額〕**

- ① 医療費の金額（保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）の合計額
- ② 足切限度額（課税標準の合計額の5%相当額と10万円のいずれか低い金額）
- ③ ①－②＝控除額（200万円を限度）

**(2) 対象となる医療費**

対象となる医療費は、次の対価のうち、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とする。

- ① 医師又は歯科医師による診療又は治療
- ② 治療又は療養に必要な医薬品の購入
- ③ 病院等へ収容されるための人的役務の提供
- ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術
- ⑤ 保健師等による療養上の世話など

## 2 医療費控除の特例（措法41の17）

重要度◎

### (1) 内容

健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行う居住者が、自己又は自己と生計を一にする親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、次の控除額を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

なお、原則の医療費控除と選択適用とされる。

#### 〔控除額〕

- ① 特定一般用医薬品等購入費の金額（保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）の合計額
- ② 足切限度額（12,000円）
- ③ ①－②＝控除額（88,000円を限度）

### (2) 特定一般用医薬品等購入費

特定一般用医薬品等購入費とは、医療用から転用されたなどの一定の医薬品の購入の対価をいう。

## 3 控除の順序（法87）

重要度○

- (1) 所得控除のうち雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 医療費控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

## 4 手続（法120④）

重要度○

医療費控除額の記載のある確定申告書を提出する場合には、医療費の金額等の記載のある明細書等を確定申告書に添付しなければならない。

## 6-4 寄附金控除

[ランクA]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

### ■趣 旨■

この規定は、寄附金が公益事業に対してもつ意義等を考慮して設けられている。

### 1 内 容 (法78、措法41の18、41の18の3、41の19等)

重要度◎

#### (1) 内 容

居住者が、特定寄附金を支払った場合には、次の控除額を、その者のその年分の課税標準から控除する。

##### 〔控除額〕

- ① 特定寄附金の額の合計額（課税標準の合計額の40%相当額を限度）
- ② 足切限度額（2千円）
- ③ ①－②＝控除額

#### (2) 特定寄附金の範囲

特定寄附金とは、次に掲げる寄附金（学校の入学に関するものを除く。）をいう。

- ① 国又は地方公共団体に対する寄附金
- ② 指定寄附金（公益社団法人等に対する寄附金のうち財務大臣が指定したもの）
- ③ 特定公益増進法人（日本学生支援機構、日本赤十字社、一定の学校法人など）に対する寄附金
- ④ 認定NPO法人等に対する寄附金
- ⑤ 政党などに対する寄附金で政治資金規正法又は公職選挙法により報告されたもの
- ⑥ 特定新規中小会社株式の払込みによる取得金額（800万円限度）など

### 2 控除の順序 (法87)

重要度○

- (1) 所得控除のうち雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 寄附金控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。





**6-5**

**配偶者控除**

[ランクA]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

**■趣 旨■**

この規定は、最低生活費の配慮から設けられている。

**1 内 容 (法83)**

重要度◎

居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の課税標準から次のそれぞれの金額を控除する。

- (1) 居住者の合計所得金額が900万円以下である場合  
… 38万円 (老人控除対象配偶者は48万円)
- (2) 居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合  
… 26万円 (老人控除対象配偶者は32万円)
- (3) 居住者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下である場合  
… 13万円 (老人控除対象配偶者は16万円)

(注) 合計所得金額とは、損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合における課税標準の合計額をいう。

**2 控除対象配偶者等の意義 (法2①三十三、三十三の二)**

重要度◎

- (1) 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいう。
- (2) 同一生計配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの (青色事業専従者等を除く。)のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。
- (3) 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう。

### 3 判定の時期 (法85③)

重要度◎

その者が居住者の控除対象配偶者等に該当するかどうかの判定は、その年12月31日（その居住者が年の中途において死亡又は出国する場合には、その死亡又は出国の時）の現況による。

但し、その判定に係る配偶者が既に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。

### 4 2以上の居住者がある場合の所属 (法85④)

重要度○

一の居住者の配偶者がその居住者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、いずれか一にのみ該当するものとみなす。

### 5 配偶者と死別し、同一年に再婚した場合の特例 (令220)

重要度○

年の中途において居住者の配偶者が死亡し、その年中にその居住者が再婚した場合において、その居住者の同一生計配偶者に該当するものは、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち1人に限るものとする。

### 6 控除の順序 (法87)

重要度○

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 配偶者控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

**6-6**

**配偶者特別控除**

[ランクA]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

**■趣 旨■**

この規定は、所得の稼得に対する配偶者の貢献を考慮し、世帯としての税負担の軽減を図るために設けられている。

**1 内 容 (法83の2①)**

重要度◎

居住者が生計を一にする合計所得金額が48万円超133万円以下である配偶者（青色事業専従者等を除く。）を有する場合（居住者の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限る。）には、その居住者のその年分の課税標準から次のそれぞれの金額を控除する。

(1) 居住者の合計所得金額が900万円以下である場合

① 合計所得金額が95万円以下である配偶者

…… 38万円

② 合計所得金額が95万円超130万円以下である配偶者

※

…… 38万円 - (合計所得金額 - 930,001円)

※ カッコ内の金額が、5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額で、カッコ内の金額に満たないものうち最も多い金額とする。

③ 合計所得金額が130万円超である配偶者

…… 3万円

(2) 居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合

…… 上記(1)の金額の3分の2相当額（1万円未満切上）

(3) 居住者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下である場合

…… 上記(1)の金額の3分の1相当額（1万円未満切上）

(注) 合計所得金額とは、損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合における課税標準の合計額をいう。

**2 適用除外 (法83の2②)**

重要度◎

この規定は、その配偶者が居住者としてこの規定の適用を受けているなどの場合には適用しない。

**3 判定の時期 (法85③)**

重要度◎

その者が居住者の生計を一にする配偶者に該当するかどうかの判定は、その年12月31日（その居住者が年の中途において死亡又は出国する場合には、その死亡又は出国の時）の現況による。

但し、その判定に係る配偶者が既に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。

**4 配偶者と死別し、同一年に再婚した場合の特例 (令220)**

重要度○

年の中途において居住者の配偶者が死亡し、その年中にその居住者が再婚した場合において、その居住者の生計を一にする配偶者に該当するものは、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち1人に限るものとする。

**5 控除の順序 (法87)**

重要度○

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 配偶者特別控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

 **参 考**

**【1 (1) ② の控除額の省略型】**

合計所得金額が95万円超 130万円以下である配偶者

…… 131万円 - (合計所得金額 - 1円)

※ カッコ内の金額が、5万円の整数倍の金額でないときは、5万円の整数倍の金額で、カッコ内の金額のうち最も多い金額

《例示》 配偶者の合計所得金額 100万円

※  
131万円 - 95万円 = 36万円 (控除額)

※ 100万円 - 1円 = 999,999円 → 95万円

5万円の整数倍で、最大値

**6-7**

**扶養控除**

〔ランクA〕

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

■ 趣 旨 ■

この規定は、最低生活費の配慮から設けられている。

**1 内 容** (法84、措法41の16)

重要度◎

居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の課税標準から、控除対象扶養親族1人につき38万円（特定扶養親族は63万円、同居老親等は58万円、その他の老人扶養親族は48万円とする。）を控除する。

**2 扶養親族等の意義** (法2①三十四～三十四の四、措法41の16)

重要度◎

(1) 扶養親族とは、居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法の規定により里親に委託された児童及び老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。

(注) 合計所得金額とは、損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合における課税標準の合計額をいう。

(2) 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、次の者をいう。

① 居住者 … 年齢16歳以上の者をいう。

② 非居住者

イ 年齢16歳以上30歳未満の者

ロ 年齢70歳以上の者

ハ 年齢30歳以上70歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの

a 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

b 障害者

c その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

(3) 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者をいう。

- (4) 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者をいう。
- (5) 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、居住者又はその居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、その居住者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

### 3 判定の時期 (法85③)

重要度◎

その者が居住者の扶養親族等に該当するかどうかの判定は、その年12月31日（その居住者が年の中途において死亡又は出国する場合には、その死亡又は出国の時）の現況による。

但し、その判定に係る親族等が既に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。

### 4 2以上の居住者がある場合の所属 (法85⑤)

重要度○

2以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

### 5 控除の順序 (法87)

重要度○

- (1) 所得控除のうちに雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 扶養控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

## 6-7-1 基礎控除

---

### ■趣 旨■

この規定は、最低生活費の配慮から設けられている。

#### 1 内 容 (法86)

合計所得金額が2,500万円以下である居住者は、次の控除額を、その者のその年分の課税標準から控除する。

##### 【控除額】

- ① 合計所得金額が2,400万円以下である者 … 48万円
- ② 合計所得金額が2,400万円超、2,450万円以下である者 … 32万円
- ③ 合計所得金額が2,450万円超、2,500万円以下である者 … 16万円

(注) 合計所得金額とは、損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合における課税標準の合計額をいう。

#### 2 控除の順序 (法87)

- (1) 所得控除のうち雑損控除がある場合には、まず雑損控除を行うものとする。
- (2) 基礎控除額は、総所得金額、措置法の課税標準、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。





**参 考**

● **国外居住親族の扶養控除等の適用にあたっての提出書類**

給与等又は公的年金等の源泉徴収及び年末調整において、非居住者である親族（国外居住親族）に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除（扶養控除等）の適用を受ける居住者は、国外居住親族に係る**親族関係書類**及び**送金等関係書類**を、源泉徴収義務者に提出等しなければならない。

確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合にも、親族関係書類及び送金等関係書類（源泉徴収又は年末調整の際に提出等している書類は除く。）を、確定申告書に添付等しなければならない。

(1) **親族関係書類**

親族関係書類は、次の書類（外国語の場合は、翻訳文を含む。）をいう。

- ① 国外居住親族が、日本国籍を有する者である場合
  - … 戸籍の附票の写し及び旅券の写し  
（留学中の者は、留学証明書類の提出等も必要）
- ② 国外居住親族が、日本国籍を有しない者である場合
  - … 外国政府等が発行した出生証明書等

(2) **送金等関係書類**

送金等関係書類は、金融機関の送金依頼書等で、その国外居住親族の生活費等に充てるための支払を、各人に行ったことを明らかにするもの（外国語の場合は、翻訳文を含む。）をいう。

なお、一定の者は、年末調整の際に、『38万円以上送金等関係書類』を提出等しなければならない。

(MEMO)



